

平成 2 0 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録 (第 2 日)

3 月 1 2 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午後 2 時 0 9 分 散 会

○議事日程 (第 2 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 平成 2 0 年度市政執行方針演説に
対する一般質問
 - 1. 北 市 勲 議員
 - 2. 獅 畑 輝 明 議員
 - 3. 若 山 武 信 議員

- 1 番 五十嵐 美 知 君
- 2 番 若 山 武 信 君
- 3 番 谷田部 芳 征 君
- 4 番 宍 戸 忠 君
- 5 番 林 喜代子 君
- 6 番 北 市 勲 君
- 7 番 太 田 常 美 君
- 8 番 植 村 真 美 君
- 9 番 獅 畑 輝 明 君
- 1 0 番 鎌 田 恒 彰 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問

○欠席議員 0 名

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君
- 教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君
- 監 査 委 員 小 椋 克 己 君
- 選挙管理委員会 委 員 長 壽 崎 光 吉 君
- 農業委員会会長 野 村 繁 君

- 副 市 長 浅 水 忠 男 君
- 総 務 課 長 町 田 秀 一 君
- 地域対策課長 伊 藤 寿 雄 君
- 兼 財 政 課 長 吉 村 春 義 君
- 税 務 課 長 栗 山 滋 之 君
- 市民生活課長 伊 藤 嘉 悦 君
- 社会福祉課長 實 吉 俊 介 君
- 介護健康推進課長 菊 島 美 時 君
- 産 業 課 長 熊 谷 敦 君
- 建 設 課 長 横 岡 孝 一 君
- 上下水道課長

順序	議 席 番 号	氏 名	件 名
1	6	北 市 勲	1. 市政執行方針につ いて 2. 教育行政執行方針
2	9	獅畑 輝明	1. 市政執行方針につ いて 2. 教育行政執行方針
3	2	若山 武信	1. 市政執行方針につ いて

○出席議員 1 0 名

会計管理者 下村 信 磁 君
消 防 長 中 村 高 庸 君
市立赤平総合病院
事 務 長 齊 藤 幸 英 君

教 育 教育長 渡 邊 敏 雄 君
委員会
" 教育課長 目 黒 雅 晴 君

監 査 事 務 局 長 保 田 隆 二 君

選挙管理委員会
事 務 局 長 町 田 秀 一 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長 菊 島 美 時 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 福 島 賢 一 君
" 庶務係長 野 呂 律 子 君
" 議事係長 渡 邊 敏 一 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(鎌田恒彰君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番五十嵐美知さん、3番谷田部芳征君を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(福島賢一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 平成20年度市政執行方針演説に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、議席番号6番、北市勲君。

○6番(北市勲君) [登壇] 知新会として、市政執行方針と教育行政執行方針につきまして、通告に従い、質問させていただきます。

質問の前に、市政執行方針の質問中の②、産業振興についてのイ、空知産炭地域発展基金の活用につきましては、前問と重複するところがございますので、取り消しをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。大綱1、市政執行方針について、①、市民の健康と命を守るために、ア、市立病院の存続についてお尋ねをいたします。今赤平市は、一昨年の空知産炭地域発展基金の一括返還に引き続き、昨年度に成立した地方財政健全化法の財政再生基準値を大幅に上回る

連結実質赤字比率にかつてない苦しい状況に立たされている中で、平成20年度の市政執行方針が示されました。この市政執行方針の中に、特に赤平市の財政再生団体回避のかぎを握る市立病院の存続に向けての改革案が示されております。その内容につきましては、病院の規模を一般病床120床、療養病床60床という形に縮小すること、それから皮膚科、産婦人科の診療を中止すること、医師、看護師の確保に全力を傾けること、透析医療の拡充により増収を図ること、さらに国の公立病院改革ガイドラインや道の自治体病院広域連携構想を参考にして今後の方向を定めていきたいと、このように示されております。また、不良債務の解消につきましては、平成20年度には公立病院特例債の借入れをし、一般会計から毎年不良債務の解消分として1億5,000万円を繰り出すことで計画的に不良債務の解消に努めていくと、さらに道から低利融資の28億を受けて市立病院の存続を図っていくとのことですが、本当にこれで市立病院の健全な存続ができるのでしょうか。本当の苦しさは、これから始まるわけです。そういう意味で私は大変不安に思っている一人でもございます。その理由としては、示された方針に対して、病院で働く人々がどのように携わっていくのか、このことが示されておられません。また、大事な医師の確保と定着についても具体的な策が示されていないからであります。今多くの市民から、市立病院は必要である、ぜひ残してほしいという声に対して、この方針をどのように遂行されていくのか、その考えをお聞かせいただきたいと思っております。

イ、市立病院が提供できない医療についてお尋ねいたします。赤平市立病院にない診療科、脳外科、あるいは胸部外科、それから循環器科、まだほかにありますが、こういう赤平市立病院に診療のできない科を受診しなければならない市民は現在どこに行っているかということ、センター病院であります砂川の市立病院、あるいは滝川の市立病院へと患者さんは行っております。ちなみに、参考までにここ一、二年どのぐらいの市民が砂川市立病院、滝川市立病

院に行っているかという数字を、全く正確ではございませんが、赤平市民がこの2つの病院に受診されて、赤平に戻ってこられて、赤平の保険調剤薬局で薬をもらっている患者さんの数を調べてみますと、平成18年、砂川市立病院には一月平均70人を超える人が行っております。滝川の市立病院には130人以上。それから、平成19年、昨年につきましては、砂川の市立病院については70人以上、滝川の市立病院には100人以上の市民の方々がそれぞれこの2つの病院を受診されておられます。このことの現状からして、この春に赤平の市立病院が皮膚科、産婦人科の診療を休止となると、さらにこの数がふえることが予測されます。この方々の受診するために病院に通っているパターンを申し上げますと、自家用車の方もございます。しかし、多くの市民は公共交通機関のバスを利用して滝川、砂川へと通っている状況でございます。多くの市民の通院患者が不便を感じているのが現状でございます。現在滝川を経由して砂川に行ける公共交通機関のバスは1日4本しかございません。大変不便を感じている市民が多くおられます。ぜひ乗りかえのない形で砂川の病院に行けるような交通手段の増便を行政として要請してはいかがなものかと、このように考えますが、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

②、産業振興についてお尋ねいたします。ア、エルム高原施設管理について。エルム高原の各施設の利用者数が年々減少傾向にあり、平成18年度の数字を見ますと、13年度から見ればおよそ16.5%の減少になっています。このままの状況では、将来赤平市にとって大変大きな荷物になるのではないかと危惧をしております。これらの施設は、赤平市の大事な観光資源でもあり、今まで以上に活性化が求められている状況でもあります。方針の中では、民間的な発想の中から集客の拡大を図るとうたわれておりますが、現指定管理者制度の中での契約も平成20年度をもって終わり、次年度から新しく契約の中で委託運営をするということですが、ぜひこの施設の利用を活性化するために、各施設の利用計画を

盛り込んだ企画書の提出を義務づけた企画書コンペの実施を要請いたしたいと思います。最もよい企画を提出された企業あるいは団体にこのエルム高原の施設の運営管理を委託してはいかがなものかと、また企画書の募集には赤平市内に限らず全道に向けて参加を呼びかけてはいかがなものかと思いますが、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

ウ、空知川の再生について。市政執行方針の中に空知川につきましては治水の関係でしか述べられておりませんが、赤平市の中央を流れている空知川は近い将来考えによっては大きな観光資源になるのではないかと、さらに地域振興の立場で見れば赤平市の財産であるこの空知川を再生すべきではないのかなと、このように思い、今回質問させていただきます。赤平市は、今まで地域振興や観光という目的で空の活用をしてきました。住吉につくられたパラプレーン空港あるいは管理棟のことですが、今は頓挫して、次の使う予定も立たない状況にあります。空の活用も考えてまいりました。それから、山につきましては赤平山スキー場、これも少子高齢化の波や余暇ニーズの変化によって、今は使われていない状況にあります。赤平市を見たときに、空もだめだった、山もだめだったと、残るは川だけでないのかなと、私は実はそういう気持ちでございました。空知川を再生するという事は、川を今まで以上にきれいな流れにすることでございます。それが将来の観光資源に役立つと思っているからでもございます。幸いなことに空知川は、赤平市の上流には2つの市のみでございます。そういう意味で空知川に流入する小河川のいわゆる生活排水の流入をとめることで大きく改善されるのではないかと。また、下流には堰堤があり、なおかつ北海道遺産に選定された北海かんがい溝の頭首工もございまして。十分これは観光資源として希望が持てるのではないかと思います。ぜひ検討してみたいかと思っております。ご意見を伺いたいと思います。

大綱2、教育行政執行方針についてで、①、教育現場からの提案についてお尋ねいたします。昨年4

月に実施されました全国学力テストの結果につきましては、北海道地区におきましては残念ながら44位と46位、非常に全都道府県の中では下のほうに位置しておりますことを踏まえ、昨年秋に道教委より5つの提言が出されました。このことにつきましては、どうとらえるかは12月の定例議会において教育委員会あるいは教育長のご答弁いただき、学校教育の充実のために活用できる場があれば活用するという心強いお答えをいただきましたが、しかし本年に入り、さらに低迷している道内の小中学生の学力テストの結果を踏まえて、対策として各学校の意欲を引き出すのがねらいの現場からの提案をしたと報道されております。いわゆる地域性を重視した企画書を募るという方針を固めたと報道されたわけでありまして。この報告書につきましては、必要であれば財政的支援も行うと、このようにうたわれておりますが、赤平市においては昨年より導入された学校評議員制度により赤平地区におけるいわゆる地域性もある程度明らかになったのではないかなと思われまますが、今回の道教委の現場からの提案ということで、赤平市内の各学校の現場から今回の提案に該当するようなものがあればお聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） それでは、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、市民の健康と生命を守るためのア、市立病院の存続についてでございますが、ご承知のとおり本年1月から市立病院のあり方を考える検討会議を立ち上げまして、今さまざまな議論を行っているところでございます。その中で当面の課題であります平成20年度以降の病院の診療科及び病院の病床の規模、さらにポイントであります医師、看護師の確保対策、あるいは透析医療の充実等につきまして検討してきたところでございますが、さらに今後は国の公立病院改革ガイドライン、また道が示しております自治体病院の広域化連携構想に基づく連携あるいは機能分担等につきまして、こういう中でこの

市立病院の位置づけ等につきましても引き続き議論を進めたいと、こういうふうを考えているところでございます。ご指摘いただきました特に医師確保の問題でございますが、言うまでもなく収益確保に大変大きく影響をいたします。したがって、私どもとしてはやはり医師、加えて看護師の確保というのが緊急の課題であるというふうにとらえております。病院内におきましても医師、看護師確保対策委員会を設置をいたしまして、医師、看護師を確保するためにはどうすべきか、こういう議論も行っているところでございまして、さらに新聞報道もいただきましたが、人材育成コンサルタントの須磨さんという方にリクルート大使としてお願いをし、今後市立病院の医師、看護師確保対策にご尽力いただくということになっており、全国的にPRをしていただくということをお願いもさせていただいているところでございまして、加えて市長部局におきましてもこの対策的な組織の立ち上げということをぜひ検討して、確保対策、定着対策、住宅等の問題もございまして、市長部局におきましてもこうした組織をぜひ立ち上げてまいりたいと、こんなふうと考えているところでございます。あわせて、これは従来から行ってきたところでございますが、3医育大学や北海道医療対策協議会、さらに地域振興財団等への派遣要請、あるいは公募等を行い、さらには地域医療連携による医師の派遣を受けまして、確保に努力をしていきたいと思っておりますし、また今住民説明会でお願いをしておりますが、市民の皆さんからもこの医師、看護師の情報提供ということをお願いをしております、あらゆる手だてを尽くしてまいりたいというふうと考えているところでございます。今後病院の経営につきましては言うまでもなく、病院の職員、もちろん市の職員だけではなく、委託業者も含めてすべての職員が病院の現状を認識した中で、病院の基本理念、渡辺先生時代からでございますが、あした議論に基づきまして、私ども市長部局、理事者、病院長を先頭に職員が一致団結をして、病院経営の健全化に徹底努力をしてまいりたいと考えておりま

す。ぜひご理解、ご協力を賜りたいと思います。

次に、2番目、イの市立病院が提供できない医療についてでございますが、本来でありますと、市民の方々が望まれるすべての医療を提供できる体制は望ましいわけでございますが、ご承知かと思えますが、現状はなかなかそうはまいらないということでございます。今数字も報告いただきましたが、砂川市立、滝川市立病院でご利用いただいております、さらに平岸病院にも一部ご協力をいただいておりますが、今後におきましても病院規模の縮小ということを当然検討せざるを得ない状況のもとにありまして、住民の皆さん方の健康を守っていくためにはやはり中空知2次医療圏におけるさらなる連携の強化、機能分担を進めていかなければならないというふうに考えております。こうした中で実施をいたしましたアンケートの中にもやはり他市町村の病院への通院に対して公的交通機関が不便だということは率直に述べられておりまして、高齢化が進む本市にとりまして、交通確保対策が大変大事なものであるということとは私ども十分承知をしておりますが、しかし一方ではこのバス会社、鉄道事業会社ともども、ともに経営面と申しますか、採算面からやはり残念ながら列車の本数、バスの便数が、本数が減っているというのがこれ実態でございまして、単純にふやしてくれというのはなかなか現状難しいことではないのかなと思っております。ただ、先ほど来申し上げておりますように当然病院の今後の中長期的なあり方は引き続き検討してまいりますので、その中では当然足の問題、交通確保の問題というのは大きな課題となると思っておりますので、そういう中で引き続き検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご了承賜りたいと思います。

次に、②の産業振興についてのアのエルム高原施設管理についてでございますが、エルム高原施設につきましてはご承知のように国道38号から約2キロメートルと大変アクセスのよい位置にもございまして、森林浴が楽しめ、家族旅行村を中心といたしまして温泉ケビン村、オートキャンプ場と、まさに多

彩な施設がございまして、総合的なアウトドア施設として市民はもとより道内外の多くの方に利用されている本市にとりましては最も大きい観光資源というふうに言っていると思えます。しかしながら、ご指摘のように入り込み数は年々減少傾向にございまして、これの主な要因といたしましてはやはり景気の低迷ということが一番大きなことであると思えますし、人口の減少も大きく影響があると思えます。と同時に、余暇ニーズの多様化ということもこの減少に起因しているのではないのかなというふうに考えております。しかしながら、一方では非常に人気のあるオートキャンプ場もございまして、温泉施設との相乗効果を図るため、平成21年度からの事業者の選定に向けましては、市民の健康増進と憩いの場としての余暇利用を守ることはもちろんであります。さらに多くの方に利用していただくため、21年度からの業者選定に向けましては企画書の提出、市内に限らずというさまざまなご提案もございましたが、そういうことも十分参考にさせていただきながら、今設置しております行財政改革推進本部の第三セクター部会、この中で今後のあり方も検討しておりますので、こういう中で十分ひとつそうしたことも参考にさせていただきながら、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、ウの空知川の再生についてでございますが、空知川は兩岸に迫る山岳丘陵部の間を東西にうねるというのですか、屈曲しながら流れ、特に百戸橋から下流につきましては蛇行して、変化に富んだ形状になっておりまして、河畔林や丘陵斜面の森林に囲まれながら、一方では動植物の良好な生息環境も備えており、大変やはりすばらしい河川であるというふうに私も思っております。平成17年度の国土交通省が発表いたしました1級河川の水質ランキング、この中でも平成17年度におきましては全国166の河川中11番目という大変水のきれいな川ということになっております。このため環境的価値が極めて高く、公園緑地体系並びに都市景観など都市アメニティーを形成する骨格的なオープンスペースとして注視を

いたしまして、これまでも河川管理者と協議をしながら、豊里地区にあります並木公園、さらに西文京緑地、この市街にあります中央河岸花壇広場、そして住友の河畔広場、遊歩道と、さまざまな整備を行ってきているところでございます。一方では、平成4年度には赤平ラブ・リバー推進協会が設立をされまして、市民の皆さんの手によりまして、河川愛護思想の啓蒙、河川清掃、花壇整備、あるいはイベントなどが継続して行われておりまして、今後もこうした団体と市民が一緒になって、人と川の触れ合いの場の提供に努めてまいりたいと存じます。なお、20年度は執行方針でも述べましたが、新たな総合計画の策定をしなければなりません、この策定に向けまして、市民会議を設置する予定でございますので、ぜひともこの会議の中で歴史ある空知川を地域の宝として自然の恵みをしっかりと次世代へ継承しつつ、教育、環境、産業資源としていかに活用していったらいいのか、その具体的な取り組みも含めまして、活用方法についてこの計画づくりの中で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 教育行政執行方針についてお答えをさせていただきたいと思っております。

教育現場からの提案についてであります、全国学力・学習状況調査の結果を受けて北海道教育委員では、その改善策の一つとして5つの提言を行いました、今般それらの取り組みの中から今議員ご指摘がありましたように学力向上に向けた企画書を募って、すぐれた取り組みに対して重点的に支援する事業に着手するというふうな構想が出されたものだというふうに考えます。現在のところ私どものところに道教委から正式な文書による通知はまだ来ていません。出されていません。新聞報道によれば、地域性や子供の置かれた状況、環境に応じた現場からの提案を重視する初の取り組みで、必要性が認められれば財政的支援も行うというふうなことでありま

すが、学力テストにかかわる本市の市全体の結果の分析も終わっていますけれども、たくさんあるのですが、言ってみれば基礎的な、あるいは基本的な学習内容の定着が課題だということも分析結果から明らかになっているところであります。また、各学校にあってもそれぞれ自校の結果についての分析作業も行っております。また、道教委に設置された学校改善検証委員会から出されている改善プラン、それらとあわせて、今後それぞれの学校で具体的な改善計画が出されて、そして実践されていくものというふうに考えます。また、本年第2回目の全国学力・学習状況調査が本年の4月、来月ですけれども、4月22日に実施されると。それらの結果とあわせながら、本市の子供たちの学力向上に向けた取り組みについて、さらに検討を加えていかなければならないのかというところでもあります。議員から、現場からの提案があればということのご質問ですけれども、現状この全国学力・学習状況調査についての改善プラン、改善というふうな部分については、若干おこなわれている部分もありますが、現状このような形で推移しているということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鎌田恒彰君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 それぞれご丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございました。特にこの病院の存続につきましては、先ほど来市長さんのほうから説明がございましたが、市長さんは自分たちの病院は自分たちで守るのですよと、こういうことも何回かお聞きしたこともございますが、今赤平の市立病院を存続することについて何が必要なのかということを考えてみますと、やはり職員の意識の改革と、それから医療環境の改善、それと情報開示だろうと。この3つが伴っていけば、私は赤平市の市立病院は健全な存続ができるのではないかなと思っております。

先日新聞の一部に、赤平と同じぐらい25億の不良債務を持った病院が、わずか3年で黒字にしたという病院があります。これは、私が病院勤務時代に自

治体病院学会の講演でも聞いたことありますが、香川県の坂出市立病院であります。ここの今は徳島県の病院事業管理者になっております塩谷泰一という先生が坂出市立病院に赴任し、その25億の不良債務を持った病院を3年で黒字化したと。これは、病院関係者なら大方の方は知っていると思いますが、どのようにしてやったかという、要は職員の意識の改善を図ったと。信念としては、組織を動かすのは理念と人であると、こういうことで、そのために理念という塔をしっかりと建てて、それに向かって全職員が立ち向かっていく、そういう場面をつくって一体感をつくっていったと、このことでないかと思えます。

これを赤平の市立病院に例えてみますと、今までに全員参加による職場の一体感をつくるというような場面があったでしょうか。市立病院の中には、いわゆる正規の職員と言われる市の職員、それから市の臨時職員、市のパートの職員、さらに外部委託した多くの人々が働いております。この人々については、院外から見れば、みんな赤平市立病院の職員なのです。そうすると、病院長、事務長、ひいては開設者の市長のここでリーダーシップが求められるわけで、この方々に市立病院の理念を常に頭に置いて理解していただいて、仕事に励んでもらわなければならぬわけです。ぜひこのことを感じていただいて、市立病院に働く方々の意識を変えていただきたい。

1つの例として毎年新年に、あるいは新年度に病院の講義室で市長さんあるいは院長先生のごあいさつの訓示がありますが、この席に赤平市立病院で働く方々が皆さんが来ておるかどうか。おおよその数は市長さんも事務長さんもご存じだと思いますけれども、病院のいわゆる正規の職員は来ます。しかし、委託されておる会社の社員の方々は顔を見せません。これでは、全員参加にならないのです。ぜひそういうことも含めて、市長、院長、事務長さんのリーダーシップを発揮していただきたい、このように思う次第でございます。

さらに、先ほど申し上げました医療環境の改善と情報開示でございますけれども、医療環境につきましてはお医者さん、特にお医者さんの居住環境の改善も必要です。それから、市立病院で療養される患者さんの療養環境の改善も大切です。このことにもう少し目を向けて、考えていただきたいと思う次第でございます。

それから、情報の公開ですが、いわゆる自分たちの仕事をもう一度見直しをして、そして現状を情報公開して、市民の協力を求める、このことに尽きると思えます。ぜひこのこともやっていただきたい。

先ほどさらに市長さんからリクルート大使の須磨様の話がありましたが、これも聞きましたところ一部の職員は講義室で講演を聞いたといいます。全職員に声かけていないのです。こんな形で本当に病院の職員が一体化した気持ちの中で仕事ができるのか、これが一番私は大事でないかなと。今求められるのは、要は意識の改革だと、これをぜひ強く主張しておきたいと思えます。

これにつきまして市長さんは何か考えございましたら、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 特に再質問の中で委託をお願いしている業者に働いている方々すべてということですが、毎年明けに、正月明けには病院の職員の前で年頭のごあいさつをし、お願いをしておりますが、正直言いまして職員だけでございます。ただ、職員も昼休みにやっておりますので、当然職務についている職員もいらっしゃいますので、必ずしも多い人数ではないと。ただ、職員だけというのは実態でございまして、どういう形でそういうことをお伝えできるのか十分現場ともまた相談をさせていただきたいです。

ともあれ、ご指摘のように今3つの原則といいますが、意識改革、環境改善、情報公開と、大変大事なことでございまして、私が心配するのは、お医者さんの定着を図るためにはやはり職場の環境、そこには職員の意識の問題もあるでしょうし、住宅の環

境もあるでしょうし、職場環境、さまざまな要素があると思います。と同時に、市民の方々へ今訴えているのですが、市民の理解ということもなければ、なかなかやはりお医者さんの負担というのが、重い負担というのが改善されていかないと。これは、市民の方々の当然ご協力もなければなりません。さまざまなやはり条件整備といいますか、環境改善を図っていかねばと。大変大きな課題ではございますが、やはり一体となってやるということがまず基本でありますので、十分そうしたことを念頭に置きながら、院長先生とタッグマッチでひとつ全力を挙げていきたいと、そういう決意でありますので、ご協力いただきたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 大変ありがとうございました。私もぜひ市立病院は残しておきたいと、残すべきであると、この気持ちにはいまだ一度も変わったことはございません。今市長さんから答弁いただきました。本当に我々が一体となって、この市立病院も守ることも大事です。それから、病院で働く方々の意識も大事です。そういう形で赤平市民の命と健康を守るためにぜひご協力をお願いしたいと、私どももできる限りの協力はさせていただきますと思っております。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序2、議席番号9番、獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君）〔登壇〕 通告により大綱2項目について新政クラブを代表して一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、市政執行方針についてお伺いをいたします。1番目の平成20年度予算についてであります。平成20年度予算編成は、再生団体移行への回避を念頭に入れながら、聖域なき歳出削減が求められ、苦しく、せつないものであったろうと推察いたします。市長を初め、理事者、職員の皆様の並々ならぬ懸命な努力に、まずもって敬意を表する次第であります。ま

た、市民には受益者負担の原則があるとはいえ、日常生活に直接影響を及ぼす負担をさらにお願ひするに当たり、行政や議会も現状をきちんと説明をし、理解していただくよう責任を果たしていかなければなりません。平成18年度のあかびらスクラムプランや平成19年度の赤平市財政健全化計画、平成20年度からはその改訂版を策定し、まちづくりと財政再建の2つの大きな柱を基本に、昨年6月に成立した財政健全化法による再生団体回避を大前提とし、市民の暮らしを守るため緊張感、危機感が十分感じられる予算編成であったと思います。一般会計で82億9,040万円、前年比4%の減少であります。特別会計、企業会計を含めると、総額177億5,675万円となり、前年比マイナス9.3%となりました。財政健全化計画の見直しによる改訂版に沿った厳しい内容となり、まちの再生に向けた取り組みが始まろうといたしております。

歳出では、職員給与費が一般職給与の30%削減や50名近くの早期退職者の影響により前年比約6億8,000万円の大幅な削減となり、退職手当組合負担金を除いても約4億4,000万円の削減となりました。イベント補助金の廃止や各種補助金、負担金等の削減、あるいは普通建設事業費については緊急性を重視した事業配分となり、公共事業の先送りなどが行われ、地域経済に及ぼす影響は大きなものとなりそうであります。とりわけ地域振興のため平成22年度までの4年間で取り崩す予定の空知産炭地域総合発展基金の有効活用をお願いしたいものであります。また、歳入では景気の低迷による法人市民税の前年比1,300万円、18.7%の減、軽自動車税は税率の見直しにより標準税率1.2倍から制限税率である1.5倍に引き上げ、535万円の増収、また市営住宅使用料や水道料などの値上げも実施されます。財政力の弱い地域に重点配分する地方交付税の特別枠、地方再生対策費が新設され、5,000万円の増収となりましたが、交付税総額では39億8,800万円の2.2%の減としております。現在国において道路特定財源の暫定税率継続について協議されており、歳入歳出それぞれ

れにおいてまだ不確定な部分もあるように思います。成り行きに注目する必要があります。また、不良債務、累積赤字を発生している国保会計、病院会計、水道会計への一般会計からの計画的な繰り出しにより早期解消を目指し、健全化を進めていかななくてはなりません。平成20年度予算執行に当たり、地方自治の堅持、まちの再生に向けた正念場の1年となるとの位置づけから市長の強い決意のほどがかいま見られるわけではありますが、財源不足からご苦勞の多い財政運営となりますが、平成20年度予算の課題について市長の見解をお伺いいたします。

次に、②の財政再建の見通しについて、ア、赤平市財政健全化計画改訂版についてであります。平成17年度あかびらスクラムプラン、平成19年度財政健全化計画策定後の平成19年6月の財政健全化法の成立による連結実質赤字比率による再生団体への危機、平成20年度からは再生団体回避に向けた改訂版に沿って、さらなる行財政改革が推進されることになりました。平成26年度までの7年間市民、議会、行政が情報を共有しながら一体となって危機脱出に向けた取り組みをしていかなければなりません。連結赤字の早期解消は市民全員の願いであり、特に病院事業の抜本的な経営改革の断行が求められています。血のにじむような厳しく、つらい取り組みになると思います。あわせて、国民健康保険特別会計などの多額の不良債務の解消も喫緊の大きな問題としてとらえなくてはなりません。連結赤字の縮減の取り組みは、先ほども申し上げましたが、一般職の給与30%の削減、特別職給与の50%から32%削減、議員報酬の22%削減という前代未聞のものとなりました。加えて、職員数も平成19年度末で152名となり、55名の減少であります。平成20年度の人件費の削減効果額は5億8,250万円としています。また、施設の見直しにより児童館の統合や文化会館、スポーツセンター、勤労青少年ホーム、スカイスports振興センターが休止されます。補助金についてもあかびら火まつりへの補助金廃止や各団体への補助金の大幅な見直しも行われ、869万円の削減効果でありま

す。歳入の面では、税率の見直しで軽自動車税が標準税率の1.5倍となり、500万円の増収、使用料の引き上げは市営住宅使用料で平成20年度で250万、21年度からは500万円の増収、水道使用料は平成20年度から5%の引き上げで1,100万円、下水道使用料は19年度より20%引き上げられ、年間1,700万円の増収、保育料は平成18年度から平成20年度まで段階的に見直し、年間効果額は410万円としています。以上のように新たな市民負担と我慢によって、歳入の確保が図られたわけでもあります。平成20年度から計画の改訂版に沿った大きな目標、財政再建への、再生団体への移行回避に向けた取り組みがまさに始まろうとしています。不安な一面もあります。昨年度健全化計画が改訂版に変更されたのは、国の動向などが影響している面もありますが、多くは病院会計の計画変更によるものであります。病院会計の不確実性と全会計に及ぼす影響を推察しますと、本当にこの計画で乗り切れるのかということでもあります。市長の見解をお伺いいたします。

③、まちの再生についてお伺いをいたします。まず、ア、あかびらスクラムプランの進捗状況についてお伺いをいたします。市長が目指す協働のまちづくりは、市民とともに作り上げたあかびらスクラムプランを基本に着々と推進されております。これからの市政運営には、赤平市財政健全化計画改訂版とともに、大きな柱の一つとしてとらえていくものと思います。このスクラムプランの中でまちづくり再生にかかわって地域の活力をはぐくむ施策16項目、市民の暮らしを支える施策14項目が掲げられております。昨年6月の第2回定例会におきまして、まちづくり再生に向け、市長が新たに取組もうとしている4項目について質問させていただきました。産業フェスティバルの開催、ビジネスサークル研究会の設立、評価制度の導入、地域担当職員制度の導入についてであります。行政単独で取組めるもの、企業や団体の協力によるものなど、それぞれ実施するためには高いハードルを跳び越えなくてはなりません。ともに歩み寄り、理解し合える関係を築いて、

スクラムプランの早期実現の取り組みを進めていきたいとありますが、スクラムプランも策定から2年が経過しようとしています。進捗状況についてお伺いをいたします。その中で次に、プランの中にあります居住環境整備事業についてお伺いをいたします。プランによりますと、赤平市の公営住宅と改良住宅は約50団地、3,000戸を超える戸数を有しており、築40年から50年経過した住宅が多く、浴室やトイレの水洗化などが未整備な状況であるとしています。このようなことから平成17年3月に策定した公営住宅ストック総合活用計画、住宅マスタープランに基づいて、計画的に公営住宅の建替整備が進められてきました。とりわけ住友地区改良住宅、福栄団地は事業年度を平成10年度から平成29年度の20年を計画期間として、昭和45年度から昭和51年度までに建設された766戸を383戸に建てかえることにより再生するものであります。平成19年度で改良事業開始から10年経過しますが、一つの区切りとして現在までの進捗状況と今後の事業計画についてお伺いをいたします。また、幸町団地、新春日団地の建替事業が財政問題で先延ばしとなっている状況であります。事業完成間近の幸町団地や基本計画、実施計画が策定され、建替事業が開始間近となっていた新春日団地について今後の対応についてお伺いをいたします。加えて、市内に散在する市営住宅の修繕や浴室問題、トイレの水洗化などの住環境整備についてお伺いをいたします。

次に、イの中心市街地の活性化についてお伺いをいたします。2点についてお伺いをいたします。1点目は、赤平駅前広場整備事業の完成にかかわってお伺いをいたします。平成16年度に北海道の事業として着手した駅前広場整備事業は、いよいよ平成20年度秋には完成の運びとなるようであります。交流センターみらいを中心にしたこの事業は、新たな人の流れを生み出す交通拠点や交流の場として障害者や高齢者、そして子供たちにも配慮した魅力的で利便性を持った中心市街地の環境づくりの一翼を担うものとしてとらえることができます。まちの中心核と

して市内外の多くの人々が往来し、憩うことのできる機能を持った駅前広場整備であり、地域住民や周辺の商業者にとって大きな期待が寄せられるところでもあります。この整備事業の完成をステップとして商業振興、町なか居住、小学校跡地利用など空洞化が顕著に見られる中心市街地の再生に向けて、関係諸団体等とともに一步を踏み出していかなければならないと思います。以前からの質問で何回も取り上げてまいりましたが、改めて見解をお伺いをいたします。

2点目に、最近話題となっております住友地区への大型店の進出についてであります。出店に対する影響については、メリット、デメリットは行政、会議所、商業者、そして消費者、それぞれの立場で受けとめ方が違います。一概に賛成、反対ということにはならないわけですが、行政側の対応としてこの大型店進出についてどのような見解を持っているのかお伺いをいたします。

3つ目のウ、市町村合併についてお伺いをいたします。昨年の統一地方選挙後の第2回定例会で、新政クラブを代表して合併問題について一般質問させていただきました。平成20年度市政執行方針でも重要な課題として取り上げられていますので、再度お考えをお伺いします。合併新法が平成17年4月に施行され、国による有利な財政措置などが盛り込まれ、平成18年7月には道から合併の組み合わせも含めた基本構想が示され、赤平市は芦別市との組み合わせが提示されました。それ以来約1年半以上経過いたしました。依然として両市において合併協議の動きは全くなく、このままではただやり過ごしてしまう可能性もあります。この新法は、平成22年3月31日までの5年間の時限立法とされており、終了まであと2年と迫っております。先週3月5日、定例道議会において高橋はるみ知事は、道内の市町村合併が他県に比べ、おこなわれている現状について、合併新法が期限まで2年余りとなり、2008年度は合併の検討や議論を行う上で重要な年になるとの認識を示されました。さらに、2008年度道予算に盛り込んだ合

併緊急支援事業を活用し、合併検討を行う市町村を後押しするとの考えを明らかにしています。赤平市の現状では、スクラムプランや財政健全化計画を着実に実行し、財政基盤の確立を最優先に取り組んでいくことも重要でありますけれども、期限切れとなった後地方自治にかかわるさまざまな問題が浮上りそうな気がします。それに対応できる体制を財政再建問題と並行しながら議論を重ねていくことも大切なことであろうと考えております。財政基盤が整う時期を待っていると、議論がおくれて、時期を逸するような気がします。見解をお伺いしたいと思います。

④の市立赤平総合病院についてであります。国では、公立病院改革ガイドラインに基づき、公立病院改革プラン策定の自治体に対して、平成20年度限りで公立病院特例債の発行を認められました。赤平市の発行見込額は12億790万とし、7年間で償還する予定であります。また、道の低金利による短期貸付支援で一時借入金利息4,200万円分が軽減されることとなりました。国、道の市立病院に対する支援策は大変心強いものであり、財政破綻が回避できる可能性について議論できるようになりました。また、昨年12月末から1月にかけて行われたアンケート調査の結果においても市民の多くが病院存続を望んでいることがわかり、一筋の光が見えてきたような気がしています。しかし、依然として財政面、財務面の改善が進まず、平成19年度の当初見込みの1億7,000万円の不良債務額が年度末を迎え、1億9,000万円増加し、3億6,000万円に膨れ上がっております。原因は、病床の減少や内科医師の退職による患者の減少による収入減と、歳出では自家発電機等の修繕費や経営状況の悪化による一時借入金利息の高騰などとしております。病院事業会計は、国の医療制度改革や老朽化した病棟の維持管理の問題、患者の受診動向などに影響を受けやすく、経営面でも極めて流動的で不安定要素が多いといえます。目が離されない状況であると言えるのであります。加えて、ことし4月から始まる後期高齢者医療制度においては、

外来診療でかかる医療費を検査や投薬の数量にかかわらず同じ病気ならば定額とする包括払い制度の導入により、高齢者の入院が多い病院を中心に新たな赤字要因となる可能性が高いとも言われております。病院経営改革では、赤字要因を払拭し、経営改善に向けた取り組みを着実にを行い、最低条件である単年度黒字を出すことが基本であります。危機感を持った財務改善の努力が求められております。このことは、市の財政再建に大きな影響を及ぼし、平成20年度の病院事業会計の決算次第でまちの命運が決まる可能性があるわけでありまして、今後において厳しい目で経営管理をしていかななくてはなりません。お考えをお伺いいたします。

もう一点、ことし2月に示されました、これからの市立赤平総合病院のあり方指針案2008について、特に地域との連携による医師の過重労働の改善についてお伺いしたいと思います。財政健全化法に基づいて2008年度決算から病院も含めた連結収支で財政の健全さが図られることになり、病院会計が財政を圧迫しているという実態が注目されるようになりました。ほうっておけばまちが破綻しかねない現実を知らされ、住民つまり患者自身が病院のあり方について真剣に考えなくてはいけなくなったと思います。医師不足は、制度的な問題もありますが、特に過酷な労働環境にあることが起因していると言われております。医療技術の進歩が仕事の難易度を向上させ、業務量の増大を招いていること、医師、看護師など職員1人当たりの患者数が多く、業務が忙し過ぎる、また診療以外に学校医、救急対応などの地域の医療活動にも従事していることなど勤務医の労働条件は厳しいものであり、職場環境の改善が求められているのではないかと思います。しかし、患者は医師の労働実態や立場に無関心なケースが多いとも言われています。何かにつけてクレームをつけるクレマー一患者、24時間軽い症状でも夜間、休日にかかわらず患者の都合で安易に受診するコンビニ受診、そして産婦人科や小児科、救急に多い医療訴訟の増大が医療現場の緊張と負荷を大きくしていると言われて

います。今地域住民に求められるのは、医師を大切にしようという心がけが大切であり、住民が、患者自身が医療について学ぶ努力も必要であり、どの症状になったら病院に行くのか考える必要もあると思います。大病院、専門医志向を改め、まずは地域のかかりつけ医に、このことにより勤務医の負担が軽減され、労働環境の改善につながっていくのであり、医師の定着が図られるのではないかと考えます。地域医療の大切さをうたっているわけですが、地域住民との連携はない。情報交換の場もない。病院を取り巻く問題を住民に投げかけ、地域での議論を促すことで地域の住民の協力が得られ、医師のオーバーワークは解消できるのではないかと考えます。派遣要請などによる医師確保に努めるとともに、過重労働の改善策を講じることも医師の確保に大切であると考えますが、お考えを伺います。

大綱2の教育行政執行方針についてお伺いをいたします。①、ゆとり教育の見直しについてであります。授業時間の削減や教える内容の3割削減、総合的な学習時間の導入などゆとり教育を掲げた現在の指導要領は、小中学校では2002年度から、高校では2003年度から導入されました。2003年度末には、子供の学力低下を指摘する声を受ける形で部分的に改正し、指導要領の内容は最低基準であると明記し、教える内容を制限した歯どめ規定を見直し、基準を超える発展的内容の授業も可能としました。国際調査などでも学力低下を示す結果が出たため、2005年2月、中央教育審議会に全面的な見直しを要請していましたが、昨年8月、改訂素案が示され、ことしに入って学習指導要領改訂の答申が出されました。素案の骨子として小中学校の総合的な学習時間を週1時間程度減らし、小学校は国語、算数、理科、社会、体育の5教科の授業時間数を全体で1割程度ふやす、また中学校は選択教科を縮減し、必須教科の時間数をふやす方針であります。あわせて、国際化に対応するため小学校高学年で週1時間程度体験型の英語活動の授業を実施する、学校週5日制は維持するなどの案が示されました。小中学校で授業時間

数の増加をするのは、学習指導要領改訂以来30年ぶりとなり、ゆとり教育路線から方向転換がはっきりと打ち出されました。文部科学省は、今年度内に学習指導要領を改訂し、新指導要領は2011年度から実施される予定であります。しかし、学力低下を懸念する保護者から早期実施の声が多く上がっていることもあり、一部内容について2009年度に前倒しされることもあるとの報道がありました。現行の学習指導要領のゆとり教育により心配された学力の低下への批判が相次いだため、その反省を踏まえて授業時間数の見直しなどにより学力の向上を図ろうと、今回の答申内容になったわけではありますが、教師の指導力や授業方法の工夫なども求められており、現状分析を踏まえ、ゆとり教育の見直しについて教育長の見解をお伺いしたいと思います。

②の教育施設の今後の利用についてお伺いをいたします。平成15年度に策定されました赤平市学校教育条件整備具体化構想は、小学校の複式学級の解消と、中学校の学年複数学級を目指して進められ、一部前倒しにより平成18年度でほぼ終了し、結果、小学校5校、中学校2校となりました。この小中学校の統廃合は、教育的な配慮のもと地域住民、保護者に提案され、十分な協議期間を経て理解、協力が得られ、実現されました。子供たちにより良好な教育環境を提供することができたという点で教育委員会の指導力、判断力に高い評価をしているところであります。しかし、今後の課題として残されたこともあります。何回も指摘されていますが、統廃合で生じた空き校舎、跡地問題であります。解体や再利用などの方策が一般的に考えられますが、現状を勘案しますと、障害も多いように思いますが、今後の対応についてのお考えをお伺いいたします。また、学校関連施設のみならず社会教育施設の廃止、休止も財政健全化計画に沿って着々と進められていますが、学校同様利用しなくなった施設の処理に頭を痛めることとなっておりますが、あわせて対応についてお伺いをいたします。また、住友地区への大型店進出に伴い、市と民間企業との間に交わされていた賃貸契約の解

消を迫られることとなり、既存の公共施設の除却などの問題が発生し、行政の対応が注目されています。市民からは、存続を求める利用関係者の声が市、議会、関係企業へ要望書として提出されるなどの動きがありました。市民の声、要望にどうこたえるのか、また行政内部、議会、市民への情報提供のあり方について若干の課題を残すことになりましたが、お考えをお伺いいたします。

質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） それでは、順次お答えをさせていただきます。

初めに、①の20年度予算についてでございます。平成20年度の予算編成に当たりましては、18年の2月に市民の皆さんの参画を得ながら策定いたしましたスクラムプラン、さらに昨年3月に策定いたしました財政健全化計画、そして今回の健全化計画の改訂版をもとに20年度予算を編成をさせていただきました。一般会計の予算規模につきましては、以前からお伝えをしておりますが、骨格予算でありました19年度当初予算と比較をいたしますと4%の減少となり、さらに公的資金借換債を除きますと6%の減少となったところでございます。歳入につきましては、景気低迷の影響を受けまして、法人市民税は前年度より減少いたしておりますが、軽自動車税の標準税率を引き上げることなどによりまして、市税総額といたしましては0.6%の微増となったところでございます。また、主要財源であります地方交付税につきましては、普通交付税としてお話がございましたように新たに地方再生対策費として5,000万円を見込んだところでありますが、しかし公債費等の減少に伴い、交付税総額としては2.2%の減少となったところでございます。一方、歳出につきましては、早期退職によりまして、職員数が大幅に減っております。さらに、一般職並びに三役の給与費、また議員報酬の削減を行うことで、前年度比で人件費が40.8%、大変大きな減少となったところでございます。普通建設事業につきましても、公営住宅整

備事業等を先送りするなどによりまして、歳出の抑制に努めたところでございます。さらに、当初予算上では、花卉園芸振興公社につきましては現在民間譲渡先を作業中でありますので、市貸付金の約5億2,500万円を未収入の扱いにしておりますが、不測の事態に備えまして、財政調整基金に財源を留保しているところでございます。平成20年度スタート後におきましても文化会館、勤労青少年ホーム、スポーツセンターの休止、また公売等を含む公共施設売却など財源確保に向け、引き続き努力してまいらなければならないと考えております。また、何といっても最重要課題とされております累積赤字並びに不良債務の解消につきましては、健全化計画の改訂版に沿いまして、国保会計、病院事業会計に対しまして、それぞれ一般会計から不良債務分として1億5,000万を繰り出し、さらに病院事業会計につきましては公立病院特例債を活用してまいりたいと思っております。こうしたことによりまして、全会計の予算総額は177億5,675万8,000円で前年度比9.3%の減少となっておりますが、ご指摘のように地方交付税、あるいは患者動向、医療費など自助努力だけでは解決できない不確定要素も多分にありますことから、予断を許すことはできず、今後も行財政改革について引き続き検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、②の財政再建の見通しについて、財政健全化計画改訂版についてでございますが、昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立をし、12月に実質赤字比率など4つの財政指標の基準が示されたことによりまして、これまで抱えてきました当市の累積赤字と不良債務が連結実質赤字比率の基準を大幅に上回っていることで、連日のように全国ワーストツーといった報道が流れ、市民の皆様方には大変な不安とご心配をおかけしているところでございます。しかし、あかびらスクラムプラン並びに赤平市財政健全化計画に基づきまして、市民の皆様には使用料等の引き上げや公共施設の休止、議会におきましても議員定数の減員や報酬削減、また

職員につきましては職員数の大幅な削減や給与削減など、まさに聖域なき改革を先行して取り組んできたことが今大変大きな財政効果を生み出し、財政再生団体入りを回避するこのたびの健全化計画の改訂版の策定ということに至った次第でございます。改訂版の内容につきましては、これまでも相当な改革を進めてきた経過もございまして、新たな改革を打ち出すに当たっては大変苦しい、厳しい決断ではありましたが、職員給与の30%削減を中心に議員報酬のさらなる削減、建設事業の先送りなど極めて厳しい自助努力による改革を盛り込ませていただき、さらに市立病院の経営改善や国の公立病院特例債、道の短期貸付金の低利融資などを見込んだところでございます。まず、財政再生団体回避を現実のものとするには、最低限改訂版にある内容を着実に実行していかなければなりません。そのためには、常に全職員が緊張感を持って、十分なやはりチェック機能を果たしてまいらなければならないと思います。しかし、先ほど申し上げましたように地方交付税や医療の動向など自助努力だけでは解決できない不確定要素も多分でございますので、最重要課題であります市立病院の経営改善に最大限努力し、引き続きさらなる行財政改革についてもスピード感を持って対応してまいらなければならないと考えているところでございます。これまでご努力をいただいております市民や議会、そして退職した者も含む職員の思いをしっかりと受けとめ、財政再生団体入りは絶対に回避する決意で全精力を傾注してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のまちの再生についてのア、スクラムプランの進捗状況についてでございますが、国が進める三位一体改革や人口減少、長引く景気低迷などによる減収、さらに中空知地域合併協議会の解散などによりまして、本市が自立し続けていくために財政再建とまちづくり再生の両プランを複合したスクラムプランを平成18年2月に策定したところでございます。まちづくり再生プランにつきましては、財政面のみを先行し過ぎてしまいますと、まちは縮

小の一途をたどるだけでありまして、未来が開けず、発展性を失うおそれがあるとの思いから、市民と行政の役割を明確にしつつ、協働のまちづくりを推進するため9カ月間に及ぶ市民会議での議論を重ね、30項目の施策を決定したところでございます。みんなではぐくむ生き生きあかびらをテーマにいたしまして、地域の活力をはぐくむ、そして市民の暮らしを支える、この2つを大綱としておりますが、まず1つ目の地域の活力をはぐくむの中の16項目の施策の進捗状況についてであります。炭鉱遺産活用につきましては炭鉱資料収集保存会による炭鉱遺産見学会、あるいはDVDを活用した資料作成のほか、赤い花夢づくりの会によるサルビアの出荷、さらに駅前広場整備事業につきましては平成20年度に完成をいたします。食ブランド開発につきましては、赤平の食を考える会によるがんがん鍋の発掘、そして平成20年度はさくらロードにつきましても市民による植樹を予定をいたしております。また、産業フェスティバルにつきましては、昨年商工会議所を中心にご相談をさせていただいた経過もございまして、残念ながら実現に至っておりませんが、地場製品の普及、PRに向け、引き続き今年度も、20年度も努力をして検討してまいりたいと思います。このほかにもございまして、このほか移住定住促進、民間活用型キャリア教育、まちづくり活動推進事業、情報共有、まちなかり親制度、さらに町内会の連携についてもそれぞれ動き出しがございまして。

また、市民の暮らしを支える中の14項目の施策の進捗状況につきましても、防災体制の強化、住宅情報、ファミリーサポート、健康づくり、特別保育事業の充実、学校統合、さらに市立病院のあり方、方向づけについても動き出しがございまして、独居高齢者サポートにつきましては平成20年度で具体的な取り組みを進めていくという予定でございます。なお、たびたび指摘をされております評価制度であります。平成18年度に市職員有志によりますまちづくり研究会が立ち上げられ、その中でも研究が行われておりますが、二セコ町のようにまちづくり基本

条例によって徹底した情報公開や共有によって評価制度をしようとしているまちもございますが、引き続き効果的な方法について十分研究検討してまいりたいと思います。以前から申し上げておりますが、単に条例をつくれればいいということではございませんので、何がいいのかということをしつくりやほり検討させていただきたいというふうに思います。それから、地域担当制の導入であります。ご承知のように本年度中に52名の退職者が発生をしております。職員の仕事量も増大しております。これにつきましては、これ今動いている時期でございますので、引き続きこういう状況を見ながら検討させていただきたいということでございます。さらに、居住環境のお話が、整備事業のお話がございましたが、17年度に策定をいたしました住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画に基づき、整備を進めておりました。公営住宅と改良住宅では適正な管理戸数をめざし、2カ年で180戸程度削減をいたしております。建替事業につきましては、改良住宅建替事業であります福栄地区は前中期範囲の建てかえを継続中でありまして、383戸の計画に対し、259戸の建設が完了しております。平成29年度までに124戸建設により事業の完成を目指していると、今のところそういう考え方でございます。さらに、建替事業で平岸の新光団地64戸の建設につきましては19年度で完了しております。今後豊里の幸団地の12戸、これで最終になります。この建設と、その後茂尻地区の建設ということで、少し当初の予定からは、財政状況の変化もあり、ずれ込んでおりますが、そういう予定をしているところでございます。また、公営住宅ストック総合活用計画の中で定住促進から、より住みよい住宅ということで住宅改善事業を計画しております。20年度より茂尻新町団地の水洗化事業を20年度実施していきたいということで考えているところでございます。

今進捗状況を申しましたが、かなり進んでおりますが、まだまだ課題がございます。今後も市民や行政の役割協働によって推進をしてまいりたいとい

うふうに考えております。また、事業費を必要とする施策につきましては、財政再生団体入りを回避しなければならない、こういう状況下におきまして、事業展開が厳しい事情にもございますが、残された計画期間の中で少しでも多くの施策が実現できるよう今後も引き続き市民と行政が一体となって努力をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、中心市街地の活性化でございますが、特に駅前広場につきましてはご承知のように今事業を進めておりますが、平成6年度に策定されました赤平中心商業地域近代化マスタープランによりまして、商業、交通、公共の3つの拠点施設の整備の方向が確認されたことによりまして、平成11年度にみらいが建設をされました。以来多くの人々が往来している状況から駅前広場整備の必要性も高まりまして、19年度一部本工事が行われ、20年度に本格的な工事を実施、20年度中に事業が完了と、こういう予定をいたしております。当然市としての事業も若干ございまして、空知総合産炭地基金を活用いたしまして、バスの待合所2カ所、さらに街路灯整備のための負担金、こういう施設を市のほうで実施をしたいと思います。こうしたことによりまして、現在中央通りからちょっと変形の交差点になっておりますが、今度直線的に出入りができる交差点に改良できまして、そういう意味では中心市街地における安全、円滑な交通結節点としての都市基盤が整備され、さらにみらいとともに中心市街地に多くの方々を呼び込んで商店街の活性化が図られる、そういう役割を大いに期待をいたしているところでございます。住友の大型店の問題もございましたが、やはり個店のよさを発揮できるようなサービスの提供ということが大変大事なことでありまして、大型店との差別化を図るためも含めまして、駅前広場を含めた中心市街地の今後について広場完成を機会に、今年度迎えますので、地元の事業者、そして会議所、市とそれぞれがやはり三者一体となって知恵を絞るもう瀬戸際といいますか、そういう時期では少し遅きに失したかもしれませんが、中心商業地域

の活性化の協議をぜひさせていただきたいというふうに思っているところでございます。大型店のお話でありますが、私どもとしては突如の、1月半ば過ぎでしたが、出店業者さんと建物をつくる業者の方がお見えになって説明をいただきましたが、進出した理由としてはやはりコープさっぽろの組合員さんからの出店要請が非常に多いという話がまずございました。と同時に、土地所有者の利用されていない未利用地の有効活用ということで、土地の有効活用を図りたいという土地所有者の意向があると、こういうことでございまして、そういう面では市としては都市計画法あるいは大規模小売店舗法と、こういう法的な面からもなかなかこれがいい、悪いという判断できる問題ではないということで、非常に苦しい立場にあるということと同時に、市長への手紙もいただいています、困るという。恐らく商売されている方だと思いますが、商業者の方々から当然不安の声もあるということも承知をしておりますが、今言ったような組合員さんの出店要望と同時に土地所有者の土地の有効利用という面からいきますと、なかなか行政といえども法的に問題がないとすれば、なかなか商業問題からいきますと課題はございますが、措置し切れないというのが率直なところでございまして、今後も会議所と十分ひとつ連携をしながら対応をさせていただきたいと思っているところでございます。

次に、市町村合併の問題でありますが、平成16年5月26日に公布されました市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法と、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律、地方自治法の一部を改正する法律の合併3法によりまして全国的に合併協議が進められているところでありますが、合併新法の期限が平成22年3月までとなっており、普通交付税を初めとする財政支援措置もあるということの要因がございまして、現在空知管内におきましてもご承知のように歌志内、砂川、奈井江、浦臼、上砂川の2市3町、また由仁、栗山、南幌町の3町によります枠組みの中での合併協議が進めら

れているというところでございます。本市におきましては、ご承知のように平成16年に4市2町により合併協議会、法定協議会を設置をいたしまして、約7カ月間に及ぶ協議を進めてまいりましたが、ご承知のとおり滝川市の離脱表明によりまして、9月30日で協議会解散に至ったわけでございます。その後平成18年7月に道におきましては北海道市町村合併推進構想が策定をされまして、その中で当市は芦別市との2市による枠組みが示されたわけでございますが、ご承知のようにその後空知産炭地域総合発展基金問題、さらに新たな財政の健全化法の対応に集中しなければならないと、こういう時期と重なりまして、結果的に両市による話し合いの機会を設けることができなかつたというのが率直なところでございます。仮に市町村合併をするならば、合併新法の期限内に行うことが確かに財政面から申しますと有効な手法であり、さらに新法期限後には、正式ではございませんが、人口の少ない小規模市町村から相当の権限が失われるというお話もございしますが、しかしこれまで培ってきた長い歴史、そして未来ある子供たちの展望、10年後、20年後、その大事な将来を位置づけるには、私は拙速過ぎてはならないという思いもございまして。市町村合併における私自身の考え方といたしましては、まず既に北海道市町村合併推進構想に示されております芦別市との合併の枠組みについてどういった課題、どういった希望が持てるのか、その判断材料を整理してまいらなければならぬと考えているところでありますが、赤平市財政健全化計画の改訂版を策定したとはいえ、まだまだ予断を許す状況にはなく、その協議に立つ前提として、再三申し上げていることではありますが、本市の財政健全化の見通しを一日も早く確実なものとする必要があるというふうに考えております。今後も議員の皆様とも十分協議をさせていただくと同時に、平成20年度は新たな長期総合計画策定に向けまして市民会議を設置していく予定でございまして、こうした会議の場でもまちの将来のあり方について協議をさせていただき、市町村合併問題に係る

動き出しがあった段階におきましては、しっかりと市民の皆様判断材料となる情報を提供し、ご意見等を賜りながら慎重を期して判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

最後、④の市立病院についてでございますが、ご承知のように国の医療制度改革、2年に1度の診療報酬改定など医療を取り巻く状況は目まぐるしく変化をしております、病院経営は大変厳しい状況でございますが、平成20年度につきましてはご承知のように病院経営の経営健全化ということが最も大きな課題でありますことから、透析センターの新築により透析医療を充実させることにより収益の確保を図ってまいり、また給与費の削減、材料費、経費の削減など支出の削減を行い、さらには一般会計からの繰り出しにつきましても公営企業法に基づく繰り出し基準額に加え、不良債務解消分として1億5,000万円の繰り出しを引き続き実施をし、単年度収支の均衡を図ってまいりたいと考えているところでございます。医師、看護師の確保についてでございますが、これも再三申し上げておりますが、収支の均衡を図るためには医師、看護師の確保は最も重要なことであるというふうに認識をいたしております。確保対策につきましましては、前議員の中でもお答えをしましたが、病院内におきましては対策委員会を設立し、またリクルート大使をお願いをしているということでもございます。これらのさまざまな活動とあわせまして、従来から行っております派遣要請、公募等を行い、固定医が確保できるよう引き続き努力してまいらなければならないと思っております。さらに、これは少し条件整備になると思っておりますが、医師の負担を軽減する目的で今回の診療報酬改定により新設されました医師事務作業補助加算による事務職員の配置により医師の業務軽減についてぜひ検討してまいりたいと、事務的に補助するという方で、こういうことについてはぜひ考えてまいりたいというふうに思っております。と同時に、先ほど申し上げましたように市長部局におきましても対策費的なものを立ち上げまして、医師の確保、定着に向けまし

て、住環境を含めた環境整備ということも病院ともども努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、さまざまな方策を検討し、医師確保に最大限の努力をさせていただきたいと思っております。一方で、お医者さんの定着のために市民の皆さんの病院あるいは医師に対するご理解も必要なことでございます。住民と医師、市立病院との今まで以上の信頼関係を築くために市民講座の実施あるいは病院広報紙を、これをさらに十分活用する、さらに市内診療所との病診連携の強化によるかかりつけ医の推進、また今後も必要なケースでは積極的に市民の皆さんの意見を参考にしていくなど住民の皆さんとともに歩いていく市立病院の確立を目指し、引き続き努力してまいりたいと存じているところでございます。

以上、私の答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 初めに、ゆとり教育の見直しということについてのご質問でございますが、その前に今回の改訂学習指導要領が今後どのように実施されていくのかという部分についてお答えさせていただきます。本年の1月の17日に改訂に向けた中教審からの最終答申が出されました。この後文部科学省においてこれをもとに正式に改訂学習指導要領についての公示が、20年度中に告示が行われるのではないかと。その告示が行われてから今度は具体的に改訂学習指導要領に沿った教科書の編集、そして検定、採択というのがあって、これにほぼ3年間の期間を要する。ですから、この新しい教科書に基づく新学習指導要領の実施というのは恐らく23年度からではないかと。その間今回の学習指導要領で追加して指導することだとか、あるいは授業時数がふえているから、この部分についての扱いについてを一括して移行措置というふうにいっているのです。新しい学習指導要領に向かうまでの移行措置というふうにいっていますが、これが21年から2年間実施されて、そして23年度に新しい教科書に基づく新学習指導要領

の実施が本格的に実施されるということでもあります。ですから、移行期間についての扱いは文部科学省のほうからまた出されてくるというふうに思います。

次に、ゆとり教育の見直しということでもあります。今年1月17日に出された、中教審から出された学習指導要領の改訂についての基本的な考え方という部分についてでありますけれども、何点かありますが、大きくは1つは教育基本法が改正されたということで、これからの新しい教育の理念がこの中に盛り込まれているということが1つであります。また、生きる力という理念を改めて共有するということが強調されています。さらに、基礎的、基本的な知識の、技能の習得を図る。さらに、思考力、判断力、表現力などを育成すると。さらに、確かな学力を確立するために、ここが授業時数とゆとり教育の見直しの根拠というか、なっているようにも思いますが、確立するための必要な授業時数の確保ということが柱の中に入っています。あと何点かあるのですけれども、特に注目すべきことは現行学習指導要領の中心となっているテーマ、これは変化の激しい社会を担う子供たちに生きる力をつけるということですが、この理念は今回の改訂学習指導要領においてもいささかも変わるものではない。むしろ強調されているのは、知識基盤社会と言われる現代においてますます重要だと、生きる力は重要なのですということがうたわれています。そこで、議員のご指摘にありましたゆとり教育について見直しというか、その根拠となる部分は現行学習指導要領の中のどの辺にあるのかというふうなことに對するご指摘、ご質問だというふうに思いますが、まず1点目は生きる力が強調されていますけれども、それがなぜ必要なのかと、あるいは生きる力というのはどういうことなのかと、どういうものなのかということが学校関係者や保護者、そして地域住民、広くは社会一般の中で共通理解がされていなかったのではないか、むしろゆとり教育か詰め込み教育かという2項対立の中で議論されやすいというふうなことではなかったのかということが1点目の見直しの中身で

あります。だから、あえて生きる力はいささかも変わることはないということ強調されているのだというふうに思います。それから、ゆとり教育ということで子供たちの自主性を尊重するということが、それが強調されて、その強調される余り教師が指導をちゅうちょするという場面が、状況があったのではないか、いわゆる教えて考えさせるという指導の徹底がされなかったのではないか、されてはいなかったのではないかということが現行学習指導要領の反省点ということである。さらに、3点目は特に基礎、基本ということが重視されてきたのですが、各教科において授業時数が削減されると、それから授業内容も、指導内容も削減されてきたということで、知識、技能を、それらを活用するという観察だとか実験、あるいは体験的な活動、レポート作成といった、そういった活動に十分に時間がとれていない、これが授業時数削減の欠陥というふうな部分で指摘されているところであります。これらがまず反省点として挙げられて、先ほど言いましたように今回の改訂学習指導要領が改めて示されたというふうなことでありますので、今般の学習指導要領がさきに私が述べた5点ですか、これを柱として今回の学習指導要領が改訂されたのだということをぜひご理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、②の教育施設の今後の利用についてであります。執行方針でも申し上げましたけれども、社会教育施設の集約によって文化会館、そしてスポーツセンターなどがまた新たに使用されない施設というふうになるというふうに今考えています。昨年休館した公民館や郷土館、統廃合による空き校舎などなど施設の再利用につきましては、利用方法などで多くの課題が山積しているということでもあります。特に学校施設の活用につきましては、前定例会で可決していただきました赤平市学校教育施設整備基金条例によって活用の道は開けています。大幅に規制が緩和されていますので、活用の道は開けていますが、公民館を初め再利用が決まっていない社会教育施設につきましては売却だとか、あるいは貸し付け

の話が思うように進んでいないというのが現状であります。私としましては極めて憂慮している状況であります。今後におきましては遊休施設の活用につきましては、財政状況にも考慮しながら、民間への売却や貸し付け、さらには除却等も含めた年次計画というのですか、というものの検討も必要ではないかというふうに考えているところであります。また、質問にありました民間商業施設の建設で話題となっておりますスポーツセンターに付随するテニスコートにつきましてありますが、この件についてはさきの総務文教常任委員会において経過を説明させていただきましたが、その後赤平テニス協会、赤平ソフトテニス連盟から市民テニスコート確保に関する要望書が出されたことは私どもも十分承知しています。施設を利用している市民の皆さんに対する情報のあり方についてご指摘がありました。今年度においても施設の休止等が予定されておりますことから、利用者のご意見を十分にいただきながら進めてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 再質問ありますか。

○9番（獅畑輝明君）〔登壇〕 いいえ、ちょっと要望だけ。

○議長（鎌田恒彰君） 獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君）〔登壇〕 各項目につきまして丁寧な答弁ありがとうございました。その中で1点だけ要望というか、検討課題として申し上げておきたいのですが、住友地区の大型店の進出についてなのですが、今後こういった大型店の進出云々というのは、まちの繁栄ですとか、そういったものを踏まえながらあると思います。それで、昨年なのですが、名寄市でそういった郊外店の進出について条例改正がされた部分がございます。郊外への出店を規制しようという条例であるのですが、特別用途地区建築条例というのを、条例を制定して、床面積の制限ですとか、そういった建築物等の制限また禁止を定めております。郊外店の、大型店の進出

を規制することによって地元商業者を守ってほしいというような意味合いだと思うのですが、これがすべていい条例かどうかというのは、まだ判断は別として、消費者からすると、この大型店の出店というのはいいものになると思うのですが、こういった条例も改正され、疲弊している商業者の保護という面でやっているまちもございます。ぜひ検討の余地があるのでないかということで申し上げたいと思います。それを云々というのでありませんが、そういった方向性もひとつ協議してはどうかということでもあります。

以上、またあさってから予算委員会が始まりますので、それぞれ予算案、細かい細部についてはその時点で質問させていただくということで、新政クラブを代表しての質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 暫時休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、議席番号2番、若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 このたびの健全化計画に取り組みました参与席の皆さん、そして職員の皆さん、大変ご苦労さまでした。通告に基づき、民主クラブを代表して質問いたしますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、市政執行方針について、①、赤平市病院事業会計について、ア、経営の安定と適正規模についてであります。市立赤平総合病院は、平成6年に診療棟、管理棟を36億5,000万円にて全面改築し、多額の負債を抱え、平成36年まで毎年2億5,000万円の償還をすることとなったところであります。時を同じくして炭鉱が閉山、人口の減少とともに患者数も減り、収益は減収、閉山後の基盤整備事業に年度予算は優先され、一般会計からの繰り入れも多くなされないままに、国の地方交付税も削減傾向の中

で赤字はふえ続け、最近では慢性的医師不足から収益が大きく落ち込み、現在3月末見込みで29億5,542万円の不良債務額となったところであります。このたびの自治体財政健全化法では連結実質赤字比率が取り入れられたわけでありましたが、市立病院会計が大きく影響し、財政再生団体入りの危機に見舞われたところであります。国は連結実質赤字比率に段階的に経過措置を配慮、道からも28億円の低金利の融資を受けられることとなり、再生団体入り回避への見通しがついてきたところであります。当市の財政健全化計画の主たる部分は病院事業会計にあり、平成20年度の事業計画が失敗すれば再生団体に転落、すべての苦勞や努力、犠牲も水の泡と帰してしまいます。すべてにわたり、ことし1年が正念場の年となるわけであります。平成20年度の市立病院の規模については外来診療、内科、外科、小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科の7科であります。皮膚科と産婦人科は廃止の予定であります。病棟につきましては、一般病棟が2看護単位の120床、これは160床から120床までの縮小であります。療養病棟につきましては1看護単位の60床、合計3看護単位で180床であります。医師数は10人、そして研修医師が3人であります。看護師86人、医療技術職員20人、事務職員9人、技能職員2人、労務職員1人、合計131人の職員で病院を運営し、平成20年度の事業計画は事業収益が23億1,920万円、事業費用が22億2,905万1,000円とし、9,014万9,000円の黒字予定の内容となっております。市立病院の健全化計画としてこれが適正規模であり、経営の安定につながるということではありますが、本当にこのような黒字になるのでしょうか。平成19年度の決算見込みでは3億8,887万3,000円の赤字が見込まれており、退職金の負担金増についても理解はしているつもりであります。毎年赤字続きの事業計画が1年でこのような黒字に転換できるのかどうか、経営の安定と適正規模の実効性についての心配が生じます。20年度の事業計画では、職員給料の削減や一部診療科目の廃止、透析センターの設置など費用の削減や新しい収

益増を見込んだ改善計画となっておりますが、医師の確保については常に不安定さがつきまといまいます。一般会計からの1億5,000万円の繰り入れ計画は不良債務の返済のみに充てられるわけで、病院事業会計は単年度黒字にならなければなりません。このたびの病院改革の基本的な考え方についてお尋ねいたします。また、万が一計画に問題が生じたときはどのように対処するのか、計画の安全対策、確実性についても確認しておきたいと思っております。また、このたびの計画では療養病棟60床はそのままの体制となっておりますが、昨年よりの国の指導では現存病床数を3分の2もしくは半分にするという指導になっていると思っておりますが、この整合性についていかがなものでしょうか、あわせてお尋ねいたします。

イ、医師、看護師の確保対策についてであります。慢性的な医師不足、看護師不足が病院会計を赤字にしている最大の原因で、要因であります。このたびの病院の健全化計画には医師、看護師確保対策なくしてはあり得ないと思われまいます。医療業務に携わっている方々は常に過重労働を強いられているわけでありまして、特に医師の勤務体制は大変な状況に置かれているわけでありまして。医師確保にはそれなりの処遇、待遇の改善も必要なのではないでしょうか。ほとんどの医師が札幌圏からの単身赴任であり、聞くところによりますと、当市での住宅環境が悪いようでもあります。改善の必要性についてはいかがでしょうか。また、医師の2次的医療事務に対して、アシスタントとしてのクラーク制度がことしの法改正により可能になったようですので、このことへの検討もいかがでしょうか。いずれにしても、予算が必要になってきますので、考え方があれば示していただきたいと思います。また、看護師確保対策についても幅広く採用を求めるとともに、一度退職された看護職員の方々の再採用にも誠意を持って全力でお願いするところでございます。先日の新聞にリクルート大使任命の記事がありました。市立病院内に医師、看護師確保対策委員会、委員長、渡部副院長が設置され、臨床検査技師であり、人材育成コンサ

ルタントWinCoach代表の須磨展子氏を赤平市をPRし、医師と看護師を獲得する活動に委託するためのリクルート大使に任命したということであり、当院の検査技師長の人脈で実現したようでもあります。このたびの聞き取り調査においても医師、看護師確保対策には院長以下病院職員全員が一丸となって取り組んでいることがよくわかりました。本当にご苦労さまです。先週8日に東京都内で早速第1回東京サポーターズ会議が開催されたようですが、結果はいかがだったのでしょうか。情報が入ってありましたら、お聞かせください。

ウ、市民アンケートの結果についてであります。議長にお願いするところですが、表題の「市民」の部分「市立病院」と訂正させていただきたいと思っております。

昨年12月末から1月にかけて、市民や病院内の患者に対して市立病院アンケートが実施されましたが、その結果についてであります。市民で市立病院を利用したことがある人は93%以上であり、今後の存続については95%以上が望んでおられるわけでもあります。また、病床数や診療科目についての現状維持を望んでいる人は約半数おります。このことから規模はどうあれ、赤平市民にとって市立病院は必要なものであるということになります。特に高齢者の方については、なくてはならない身近な病院ではないでしょうか。このたびのアンケートでは、調査内容が細かく分析されておりますが、健全化計画にどのような形で活用されたのでしょうか、評価についてもお尋ねいたします。また、接遇についての指摘がなされておりますが、このことは市立病院のあり方を考える検討会議でもいろいろ指摘されておりました。一部の看護職員についてのことだと思われませんが、このことは医業収益にも大きく影響してくることですので、医療に従事する病院職員全体に接遇についての徹底を図っていただきたいと願うところでございます。考え方があれば、お願いいたします。

②、国民健康保険事業について、ア、健康増進対策と赤字解消についてであります。健康は、老若男

女を問わず大切なことであり、現在はがんや脳梗塞、心筋梗塞などの直接生命にかかわるような重大疾病を中心とした病気がふえてきております。また、病気は身体だけでなく、精神面にも起こります。職場における仕事からくるストレスやうつ、いじめからくるノイローゼ、これらもそうであり、ともに社会的問題となっております。行政としても市民の高齢化とともに各種健康対策を行っておりますが、4月からの法改正によりメタボリックシンドロームなどの特定健診、特定保健指導が義務づけられ、国保事業の健康増進対策への責任がさらに重くなってくるものと思われま。現在は保健師、栄養士が中心となって介護保険課や国保、場合によっては教育委員会等も協賛の各種イベントが行われてきましたが、これからは単に市民の健康対策だけではなく、医療費の抑制のための健康増進対策が求められるものとなります。このたびの健全化計画では、平成19年度末見込みとして国民健康保険特別会計は8億3,463万円の連結赤字額を計上しており、今後の赤字解消対策の一環として一般会計から1億5,000万円が繰り入れされる計画となっております。国保事業としての赤字解消対策をどのように考えているのでしょうか。健康増進対策は、ある意味で市民の健康という財産づくりでもあるわけでありましたが、このことを当然としながら、これからは健全化計画としての医療費抑制対策、すなわち赤字解消に力点を置いた国保事業を展開することになるのではないのでしょうか。国の指導だからということではなく、当市の赤字解消策として予防保健事業などには特に力を入れるべきだと思っております。最近、何をやっても人が集まらないという傾向にあるわけでありましたが、市民ウォーキングも当初の参加者の半分近くに減少しており、最近の健康に関する地元でのシンポジウムでも参加者が予定数より大幅に少なく、パネラーからの嘆きの声も出ていたほどであります。国保事業は地味な仕事ですし、常に継続性、持続性がなければなりません。これからの事業展開にも人集めは重要な課題の一つであります。これらへの対策につ

いて考え方があれば、お聞かせいただければと思います。また、4月から後期高齢者医療保険制度が始まりますが、後期高齢者が外れることにより国保事業、国保会計に何らかの影響が出てこないのでしょうか。あるとするならば、その対応策や整合性についてもお尋ねいたします。

③、花卉園芸振興公社について、ア、閉鎖時期と民間譲渡への可能性についてであります。赤平炭鉱閉山後ポスト石炭として創設された花卉園芸振興公社であります。時代の流れの中で平成20年度をもって閉鎖することになり、本当に残念な思いであります。12月定例会において4億500万円の貸付金がある花卉園芸振興公社に対してさらなる1億2,000万円の貸し付けを補正予算にて行うことは過去の経過、財政難の中で市民も注目しており、議会としては貸付案可決の際は本当に苦渋の選択、究極の判断であったと思っております。振興公社の閉鎖提案については議会でも可決承認されましたが、具体的な閉鎖時期はいつごろになるのでしょうか。また、年度をまたぐことよっての売却益はどのような見通しになるのでしょうか。新年度において少しでも貢献できればと願っております。現在民間譲渡への道を模索中のことと思われませんが、どのような形での譲渡を考えているのか。5億2,500万円もの負債を抱えた振興公社でありますので、新年度予算に当たって改めてお尋ねするところでもあります。いかがでしょうか。

④、消防行政について、ア、消防団員の確保対策についてであります。昨年度美唄市において消防職員2名の殉職事故が発生しました。本当に痛ましい限りであります。ご冥福をお祈りいたしますとともに、今後このようなことが起きてはならないことを願うのみであります。このように日夜命がけで私たち市民の生命と財産を守ってくださる消防職員と団員の皆様のご労苦、ご努力に対し、心より敬意を表するところでもあります。毎年行われております公開演習では、いつも頼もしく思って拝見しておりましたが、ことしの出初め式ではいつもより消防団員が

少ないのが目につきました。消防職員と一体となって第一線で活躍されている地域の消防団員も高齢化し、また地域格差からくる景気の低迷の中で会社員や店主などに就業環境の変化も加わり、団員のなり手がいない、加入しても出勤できないということも多々あると思われまます。消防職員が年々削減され、広域化も進められていると思いますが、地元の地域住民を守る身近な消防団員の確保や育成は絶対に必要であります。市民の生命の安全、安心を守り、維持するためにも、今後の体制づくりについてどう考えているのかお尋ねいたします。

⑤、健全化計画遂行は市民ぐるみで、ア、市民会議によるチェック機能についてであります。昨年6月に出された地方財政健全化法により当市は財政再生団体転落の危機に見舞われたわけではありますが、連結実質赤字比率に国の配慮や道からの融資が得られ、辛うじて再生団体入りは回避できるとの見通しとなったわけでもあります。しかし、本当に回避できるのかどうかはこの1年間にかかっており、まさに正念場の年であります。産炭地域基金問題以来当市は財政的に窮地に追い込まれているわけではありますが、これらの内容については例年行われている住民説明会において正確に伝えられており、市民は周知のとおりであります。特に昨年末の住民説明会では、資料もわかりやすく、数字も包み隠さず公開しており、そしてこのたびも10日からの住民説明会開催であります。市民には、当市の危機に真摯に取り組んでいる行政側の姿勢が説明会の内容や回数を通して誠意として育っていくことと思えます。市民参加により平成18年2月に策定されたあかびらスクラムプランは実施以来困難の連続であります。他市にも誇れるすばらしい内容を持っており、現在も健全化計画の基本として運用されているわけでもあります。私は、このたびの健全化計画遂行に当たっても市民を交えたチェック機能が必要ではないかと思っております。赤平有史以来の危機的状況を市民も直接参加して、ともに乗り切るという一体感がこのたびの政策に必要ではないでしょうか。いつ、いかなると

きも市民とともにということであります。現在市立病院の健全化計画に市民団体の代表参加によるこれからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議というのは設立されておりますが、病院再建のための貴重な意見をいろいろといただいているわけであります。病院問題だけでなく、赤平市全体の健全化計画遂行に当たってのチェックなどもここに委嘱するのもいいと思います。また、市政執行方針に次期の長期総合計画策定のため20年度において市民会議を発足させたい旨の考え方が示されておりましたが、この市民会議を利用してもよいのではと考えております。考え方がありましたら、お願いいたします。

⑥、まちの活性化について、ア、空知産炭地域総合発展基金の活用についてであります。産炭地域総合発展基金については、一括返済により当市の財政状況にも大きく影響したわけでありましたが、昨年新産業創造等事業部門の基金が利用可能となり、当市においてこの事業基金を活用しての資金助成の公募がなされました。9社の各企業が応募し、厳しい審査の末全社に適用され、総額1億9,600万円の助成がなされたところであります。5,000万円を限度としておりますが、事業計画に対して3分の2の補助ですから、当市の企業にとっては大変な恩恵であります。このことから企業にとって新しい分野が芽吹き、事業の発展や雇用の創出が見込まれ、疲弊している当市の大きなまちの活力活性化につながってくるわけであります。市内の企業に元気が出ます。将来的には、税収入増にもつながってくるわけであります。今年度初めての試みでしたので、隔々まで公募についての浸透がなされていなく、苦情も寄せられておりましたが、各企業にとっては今後に向け、夢のある話ともなっており、公募について通年的な実施を要望する声もありますが、次年度以降どのような取り組みがなされるのでしょうか、考え方についてお尋ねいたします。

イ、大型店舗の進出と地元商店街対策についてであります。当市に大型店舗の進出が予定されており、ことしの11月オープン予定とのことであります。本

州の一部の好景気をよそ目に、北海道は長引く景気の低迷の中で苦しんでおります。この空知地方も例外ではなく、特に最近では公共事業の削減も重なり、労働人口の流出も多く見られます。当市においても高齢化が進む中で全体的に購買力が落ち込み、商店街は青息吐息なのが現状ではないでしょうか。大型店の進出はメリットもデメリットもあり、消費者の立場から見ると歓迎すべきことではあるかもしれませんが、商店街からすると招かざる客で死活問題ともなるわけであります。いずれ人口の減少とともに利益が出なくなると、大型店舗は撤退するかもしれません。まちから小売店が消えてしまい、結果として最後は弱者や年寄りだけが取り残されることになるのではないのでしょうか、そんな危惧が感じられます。現在の商店街からはそれなりの税収入があるわけでありまして、地域とも共存しております。長い歴史の中で赤平のまちを支えてきた中心市街地としての商店街が地域ごと空洞化してしまう心配があります。他市のように大店舗法に照らし合わせ、許認可などの条例にて排除できる規模でもありませんし、抜本策はないにしても、それなりの行政としての対応が必要ではないでしょうか。行政、商工会議所、NPO、町内会などが一体となつての対策ができればと思っております。大型店舗進出についての考え方があれば、お聞かせください。

⑦、農業行政について、ア、農業振興についてであります。昨年の6月ごろから発生している一連の食品偽装事件に続き、ことしに入ってから中国製ギョーザの農薬混入事件は消費者に不安と輸入食品に対する不信感をもたらしました。いまだ事件の解明はされておませんが、生命と健康にかかわる重大な事件でありますので、日本、中国の関係機関による早急な解決が望まれます。安心、安全は日本国民に定着しており、安心して食べられる安い食品が品薄で市場も大変混乱しているわけであります。昨日の新聞には、食材の高騰、国産品活用の見出しで道内27市町村が給食費値上げ予定の記事が載っておりました。地球温暖化の影響で海外の農地の砂漠化

は進み、不毛地帯がふえ、不作が続く国や地方もふえつつあります。加えて、原油の高騰により穀物利用によるバイオ燃料の需要も高まり、食料の国際市況の高騰が今後も予想され、改めて日本の食料自給率39%の低さが浮き彫りにされているところであります。日本の食料自給率を高め、安心、安全な食料を市場に流通させ、家庭の食卓にのせるためには、早く日本の農業政策を見直さなければならぬと思われまます。当市は水資源に恵まれた地域であり、昨年の赤平産米は減農薬栽培を進める中、JAたきかわ管内においては集荷施設の利用度も高く、品質、収量ともに高い評価を得ております。しかし反面、高齢化も進み、後継者問題は深刻であり、農地の流動化もやがて行き詰まることが予想されます。当市では、国の新たな農業政策として2年目を迎える水田畑作経営所得安定対策事業を進めておりますが、今後の農業振興についてどのように進め、指導していくのかお尋ねいたします。

イ、耕作放棄地対策についてであります。耕作放棄は、全国的な問題でもあります。国は、工業出荷額に力点を置いた政策を重要視し、見返りに交易のある世界各国の安い食料品を輸入しているわけでありまます。農業に魅力がなくなり、都会周辺の一部の生産者を除いては後継者が少なく、高齢化により農地継承ができない状態がふえつつあります。当市においても土地条件や農産物価格低迷など採算性の合わない小規模農業者を中心に水田、畑作ともに農地が遊休化する傾向にあります。市内にも何力所か見受けられるところがございます。このような耕作放棄地対策についての考え方をお尋ねいたします。

⑧、市町村合併問題についてであります。ア、健全化計画推進と合併議論の同時進行について。総務省によると、47都道府県の中で北海道が一番合併率が低いとのことでありまます。それでも平成11年3月末で212市町村を数えた自治体が18年3月までには180市町村に合併、統合されたところでありまます。合併のおくれている理由に、北海道は各自治体の行政面積が広く、隣接する市町村間、特に中心地までの

距離が遠過ぎることが一番影響しているとのことでありまます。空知地方における合併構想の中では、平成15年5月に中空知地域任意合併協議会が発足し、中空知4市5町での合併議論がなされましたが、滝川市と砂川市間での病院問題に折り合いがつかず、破談となりました。その後平成17年4月に合併新法が施行され、道の新しいクラスター構想が出されましたが、赤平市は芦別との組み合わせとなっております。この新しい構想に対して、周辺各自治体はともに静観してきたのが現状ではないでしょうか。最近クラスター構想の組み合わせをもとに、砂川市を中心として歌志内市、上砂川町、奈井江町、浦白町の2市3町が合併議論を進めているところでありまます。残りの中空知3市2町には今のところその動向がないようでありまます。最近の情報では、砂川市には将来の財政状況を見据えて、合併に対しての慎重論が出ているようでありまます。当市は、近年財政的に危機的状態が続き、合併議論どころではありまませんでした。しかし、合併の特例は平成22年の3月まででありまます。ちょうど2年しかありません。期限内であれば、財政支援もあるわけでありまます。道の指導もこれから強くしてくるものと思われまますし、1万人以下の市町村は真剣に考えなければならないはずでありまます。私は、合併問題は前向きに考えております。当市の財政事情からして、合併問題は財政再生団体入りを回避した後の話かもしれまますが、それからの議論では自治体間の調整を考えたときに時間が足りないと思われまます。今のままでは合併できる状況ではありまませんので、道のほうには事情を伝えながら合併の意思表示を行い、どこの自治体と合併するかは道にゆだねても構わないのではないのでしょうか。そのことを基本として、近隣の市町との話し合いに応じてもいいのではないかと考えております。1年後に危機的状況の回避を見届けてからの論議では、時期を逸するのではないかと考えております。ともかく今から合併議論を健全化計画推進と同時進行にて進めていくべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。考え方があれば、お

願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） それでは、私として執行方針に対しましての質問に対し、順次お答えをさせていただきます。

初めに、市立病院事業会計についてであります。最初に経営の安定と適正規模についてということでございますが、19年度におきましてはご承知のように退職手当組合の精算金が約2億3,000万円の負担となっております。また医師、看護師の退職に伴う病棟の休止、内科の午後外来の休診等によりまして患者が大幅に減少した影響により収益が減少し、赤字決算の要因となりましたが、平成20年度におきましては退職手当組合の精算金が発生しないことや給与の削減効果から給与費で約4億3,000万円の減となります。また、材料費、さらに経費におきましても約1億1,000万円の減と大幅な歳出の削減を実施したところでございます。一方では収益性の低い皮膚科、産婦人科を休止し、透析センターの新築により透析医療を充実させるなどによりまして、収益の確保を図ってまいりたい、こういう基本的な考え方でございます。特に透析医療に関しましては収益性が高い医療となっており、比較的入院期間が長い入院透析につきまして近隣の急性期病院より受け入れる連携を強化することも考慮しているところでございます。療養病床についてであります。国の施策の中で削減が打ち出されておきまして、この4月の診療報酬改定におきましても入院基本料は減となる見込みでございます。しかしながら、療養病床からの受け皿が不足している状況、あるいは高齢化率の高い地域事情等を考慮いたしまして、当面は現状の60床を維持してまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、20年度の病院経営の健全経営ということが最も大事だということでありまして、全職員一丸となって計画達成に向け、努力してまいりたいと存じます。

次に、イの医師、看護師の確保対策であります。

収支の均衡を図るためには再三申し上げているとおり医師、看護師確保が最重要課題でございます。ご指摘いただきました住宅の問題であります。正直言いまして老朽化しており、決していい住宅環境とは申せませんが、当然建てかえには建設コスト等も要しますが、例えば民間によるPFI方式等もやって建てかえするなど十分検討をしてみたいというふうに考えております。また、今回の診療報酬改定により、前者の質問にもお答え申し上げましたが、医師事務作業補助加算が新設され、医療知識を有する事務職員が診断書等について医師の確認のもと代理作成ができることになりました。医師の業務軽減には配置が必要と考えておきまして、早急に専従事務員の配置を検討してまいりたいと考えているところでございます。また、医師、看護師の確保対策につきましては、これも前者のほうで申し上げているとおり院内におきましては確保対策委員会を設置し、また一方では外部の方にリクルート大使をお願いしているところでございます。さらに、市長部局におきましても対策室等の組織を立ち上げたいというふうに考えております。こうした新たな試みを含めまして、従前の取り組みとあわせて、引き続き努力をさせていただきたいと思っております。8日の日に東京都内で開催されました東京サポーターズ会議の結果はまだ正式には受けておりませんが、一部何か文書で報告来ているということでございます。あす何か正式にお見えになって報告を病院のほうにされるようでありまして、お聞きしている内容によりまして、このサポーターズ会議におきましては赤平市、それと市立病院の財政状況について説明された後、医師、看護師確保の具体策、職員モチベーションアップの方策、部署間連携の重要性等を中心にさまざまなアイデアが出され、話し合ったというようなことだそうでございます。あすまたお見えいただくようでありまして、今後もさまざまな意見等を参考にしながら、確保に全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

次に、アンケート結果についてであります。昨

年12月から1月にかけて、市民の皆さん、そして市立病院の受診患者さん、そして入院患者の方よりアンケートにご協力をいただきました。その中で規模は縮小したとしても市立病院が必要という大多数の回答をいただいたところでございまして、このアンケート結果につきましてはこれからの市立赤平総合病院を考える検討会議におきましても参考資料、検討素材として提出をさせていただき、また赤平市広報にも掲載をして、市民の皆さん方に周知をしてきたというところでございます。アンケートへの協力につきましては、市民の皆様により積極的に協力をいただきましたが、今後にも必要な場合には積極的に市民の皆さんのご意見をいただいております。最後に、待遇についてのご指摘でございますが、市民アンケートの中で、また検討会議の中でも待遇に関するさまざまなご意見をいただいております。また、日々の診療の中でも意見をいただいております。患者の皆様からの病院職員に対するニーズは多岐多様でありまして、なかなかすべてに即対応するということができていない状況ではありますが、院内での待遇に関しまして勉強会、あるいは外部講師を招いての講習会、さらに日々の待遇マナー等今まで以上に努力し、徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、②の国民健康保険事業の健康増進対策と赤字解消についてでございますが、言うまでもなく市民の皆さんが日常生活を営む上で最も大切なことは健康でございます。しかしながら、がんを初めとする病気はもとより、ご指摘のようにメタボリックなどの現代病、さらにストレスなどによる心の病など健康を害する問題も多く、社会問題として取り上げられているのが現状でございます。これらの課題を少しでも解消するため本年4月から国は医療保険者に対しまして特定健診、特定保健指導の実施を義務づけ、特定健診の受診から保健師や栄養士による生活や食事の改善指導まで行い、生活習慣病の予防対策を実施し、内脂肪、高血糖、高血圧などの要因から

起きます動脈硬化、心臓病、脳卒中などを事前に防ぐという事業内容でありまして、その効果が期待されているところでございます。さらに、国保担当者はもとより介護部門あるいは教育担当も含めた中で各種講演あるいはスポーツ事業の開催、健康ウォーキング等の実施などさまざまな健康増進事業を進めているところでありますが、ご指摘のように参加者が伸び悩んでいるというのも実態でございまして、今後地域や関係団体のほうへの協力をいただく、仰ぐなどより効果のある事業としていくため一層努力をしてまいりたいと思います。赤字解消についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり病気の予防対策による医療費の抑制、さらに悪質な滞納者に対しまして未収金対策の強化を図るとともに、一般会計からの赤字解消分として1億5,000万円の繰り入れを継続して、平成25年度での累積赤字解消に向け、計画を立て、努力してまいりたいと思っております。また、4月から始まります後期高齢者医療保険制度が国民健康保険会計に及ぼす影響についてということでございますが、75歳以上の加入者が抜けることにより収納率がどう影響するのか、また65歳から74歳までの退職被保険者が一般被保険者に移行することによる医療費の増額分、さらには制度の改正による国からの交付金等の増減など不確定要素が多いことを考えますと、現時点での予測は困難な状況にありますので、ご理解賜りたいと思います。最後になりますが、医療保険制度は市民生活におきまして大変重要な制度でございます。市民の皆様の健康増進を図るとともに、国保財政の健全化を進め、一層安定した国保事業を継続してまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りたいと存じます。

次に、③の花弁園芸振興公社についてでございますが、本当に昨年の12月の補正予算の際には大変議員各位のご理解を賜りました。改めて感謝申し上げます。まだまだ予断を許しませんが、再生団体回避に向けた健全化計画改訂版を策定することができ、現在月曜日から住民説明会もさせていただいておりますので、こうしたご理解のもと現在の

取り組みといたしましては、まず市の負担を減らすため公社職員一丸となって現有苗を売るため、また来月開催いたしますらんフェスタの出店に向けての準備作業など最大限努力しているところでございます。こうしたことによる収益がどうかということでございますが、少しでも残せるよう今最大限の努力をしているところでありますが、額的なことはまだ現時点はなかなか申し上げる時期ではないということで、ぜひご理解を賜りたいと存じます。民間参入についてでございますが、現在鋭意努力しているところでございます。なお、民間参入が難しい場合の閉鎖の時期につきましては今年度中ということと考えている次第でございますが、やはり赤平産コショウランを何とか残すため引き続き民間参入に向け努力して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、4番目の消防行政についての団員確保対策でございますが、ご承知のように消防団員の皆さんは生業を持ちながら、崇高な郷土愛の精神に基づいて、火災発生時における消火活動、さらに自然災害時における救出活動、避難誘導など昼夜分かたず各種災害に立ち向かい、消防、防災の中核的役割を担っていただいております。しかしながら、消防団員は年々減少し、全国的にはかつて200万人いた消防団員が今では90万人を割るということで地域防災力の低下が大変懸念をされているところでございます。本市におきましては、消防団条例におきまして、消防団員の定数が110名と定められており、3月1日現在の人員であります。男性消防団員が84名、女性消防団員10名の総員94名の団員さんを確保しているところでございますが、団員さんの高齢化、あるいは就業環境の変化、さらに過疎化の進展などに伴いまして、若年層、若い方が減少しているということで、団員数の確保というのが喫緊の課題ということでございます。現在団員を確保するため各分団長が中心となりまして、管轄区域の住民の中から団員として適格と思われる方を団長に推薦をし、確保に努めているところでございますが、今後におきま

しても確保のため募集ポスターの掲示、チラシの配布、広報紙及びホームページなどの広報媒体を活用した啓蒙活動を展開しながら、引き続き確保に、特に若い方の入団に努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、⑤の健全化計画の市民会議によるチェック機能についてということでございますが、このたびの健全化計画の改訂版につきましては申し上げるまでもなく、財政再生団体入り回避を最重点課題といたしまして、赤平市の地方自治の堅持、まちの生き残り、再生をかけたプランでありまして、着実に実行してまいらなければなりません。また、一方では主要財源となります地方交付税や市税、あるいは病院の患者数、国民健康保険の医療費等の動向など自助努力だけではなし得ない不確定要素も多分にありますことから、決して予断を許さず、全職員が緊張感を持って臨んでまいらなければなりません。今回の計画の中でもお示ししておりますとおり、まさに20年度が正念場の年であります。基準をクリアするためぎりぎりのラインでありますので、ご指摘のとおり特にこの1年間のチェックをどう果たしていくかということが大変重要な課題となってまいります。このため日々全職員が予算と決算のチェックを行っていくことは当然のことではありますが、市民の皆様に対しましても広報やホームページ、さらには住民懇談会等を通じて、これまで地方自治法で定められました財政状況の公表以外の時期につきましても公表いたしまして、意見をいただきたいと思いますと考えております。また、議会に対しましても随時報告をさせていただきたいと考えております。ただ、ご承知のとおり今財政問題の中で生命線とされておりますのは市立病院の経営健全化で、経営改善でございますが、質問の中で市民会議というお話もございましたが、特に病院経営の内容につきましてもなかなか一般市民の方にご判断いただくというのは難しいものでありまして、本年1月に設置をいたしましたこれからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議のメンバーの中には医師会、三師会、また商

工会議所の方々を筆頭に医療や経済、経営に精通された方で構成されていることもございまして、本検討会議の中で随時病院の経営状況を報告させていただき、チェックをしていただく、こういう機能を果たしてまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、市民並びに議会、職員の総意の中で今回の計画を着実に実行していくと同時に、不測の事態に備え、今後も引き続き公有財産の売却を初めとするさらなる財源確保に向けての改革の検討と取り組みを進めていく所存でございます。ご理解いただきたいと思います。

次に、⑥のまちの活性化についてのアの産炭地基金の活用についてでございますが、ご承知のようにこの基金の活用につきましては18年度の基金問題の解決とあわせまして、産炭法の臨時措置法の激変緩和措置期間が平成18年度末をもって終了いたしましたことから、短期集中的に産炭地域に残された諸課題を一掃し、地域対策への移行を確実なものとする、こういう観点から取り崩しが認められたものでございます。取り崩せる内容といたしましては基盤整備事業と新産業創造等事業に区分されまして、基盤整備事業につきましては地域振興に真に必要とする公共事業に対し、4分の3以内の助成、新産業創造等事業につきましては民間事業者等が行う新たな産業の創出並びに地域振興に資する事業に対し、3分の2以内の助成が受けられるというものでございます。本年度、平成19年度の新産業創造等事業といたしまして、お話がございましたようにことしは市内企業9社に対し、1億9,660万円の助成が決定いたしました。助成の効果でございますが、新たな雇用増はもとより、研究開発にかかわる新たな設備投資によりまして新製品の開発ができること、また新ブランドを立ち上げた新商品の製造ができることなど各企業それぞれにおいて新たな事業展開が図れるものと思われ、今後の事業展開に大いに期待するところでございます。20年度の新産業創造等事業におきましては1件申請がございましたが、今後は2次募集を予定いたしておりますが、市内民間事業者に対しま

しては広報紙、ホームページ等の活用はもとより、広く周知できる方法を含め、十分周知の仕方について検討してまいりたいと考えております。基金の活用期限でございますが、平成23年12月までというのが基盤整備事業の期限でございますが、新産業創造等事業については期限が設けられておりません。しかしながら、それぞれに限られた原資の中での活用となりますことから、基金の有効活用に努めるため当地の地域振興と地域経済活性化が図られると判断した新たな取り組みに対しては積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、イの大型店舗の進出と地元商店街対策ということでございます。先ほども質問ございましたが、大型店舗の進出に関して、まずこれまでの経過でございますが、ことしは1月18日に出店業者と商業施設の設計企画会社より市並びに商工会議所に対しまして出店計画の概要説明が示され、1月29日には同じく札幌の設計企画会社より商工会議所会員に対する出店計画の概要が示されたようでございます。この出店計画の概要によりますと、予定地の計画用地はご承知のように住友石炭鉱業が所有しております旧ニッショウ跡の土地でございまして、活用面積は当初は3万2,000平方メートルというふうにお聞きをしておりましたが、現時点少し変わったようでありまして、現計画では約1万9,000平方メートルというふうでございます。出店予定店舗といたしましてはコープさっぽろ、それから衣料品、100円ショップ、ドラッグストアなどが11月中旬にオープン予定と伺っており、雇用予定は100名を見込んでいるということだそうでございます。こうした動きの中赤平市といたしましては、先ほど申し上げましたが、まず法的に照らしまして、都市計画法あるいは大規模小売店舗法上など法的には問題がないと同時に、これも先ほど申し上げましたけれども、コープさっぽろの組合員さんからの出店要請が多いと、こういうお話がございましたし、また土地所有者のこの未利用地の有効活用と、こういう事情があるという、そういうふうなことでございます。一方では、市に

とりましては新たな雇用創出という効果も考えられるわけですが、一方では議員からご指摘のように地元商工業者に対する影響というのも当然のことながら大きいということですが、出店業者側におきましても地元からのテナントを募集すると、こういうようなことも伺っておりますし、会議所サイドでも参入しやすいような条件提示もというふうなことも伺っておりますが、こうしたことを総合的に判断いたしまして、先ほど申し上げましたが、なかなか現在の中で法的に措置をする等を含めて、なかなか出店を取りやめていただくということは現時点では難しいのかなというふうに判断しているところでございますが、今後とも会議所と十分連携を密にしていきたいと思いますところでございます。

次に、⑦の農業政策のアの農業振興とイの耕作放棄地について一括して、続けてお答えをさせていただきます。ご承知のように近年国民の食に対する安全、安心に関する知識は高まってきておりまして、同時に国内農産物への期待も年々大きくなってきているところでございます。国の統計によりますと、平成18年度の食料自給率はカロリーベースで39%、生産額ベースでは68%であり、前年度からともに1%低下しているようであります。このような中当赤平地区出荷分の農産物の販売高につきましては、17年度が約4億1,100万円、平成18年度が4億7,600万円、平成19年度には5億円を突破し、約5億1,300万円となる見込みでございます。その中でも食料自給率と大きくかわりのある米の販売高につきましては、平成18年度は約3億6,000万円でありましたが、19年度は3億9,000万円と3,000万円の増加を見込んでおります。また、市内の各農家は安全で安心な減農薬の米づくりにも積極的に取り組んでおりまして、農薬の使用回数を減らすため種子の温湯消毒を取り入れるなど工夫をされておりまして、平成20年産米の作付につきましては、5ランクに分類されている北海道の米のガイドラインランキングが上位から2番目となります4ランクに位置づけされま

した。このように赤平市の農業は水稻が主体であります。その販売高に占める割合も76%となっておりますが、国の新たな政策として2年目を迎えます水田、畑作経営安定対策や米の生産調整制度への対応から転作作物の振興にも努力する必要があります。近年は花卉、ソバ、麦、菜種等の作付が拡大されております。特に花卉につきましては販売高が5,000万円を超え、水稻に次ぐ販売高に成長いたしております。市といたしましては、農業経営がこれからもよりよい方向に進むようJAほか関係機関と十分協力しながら対応してまいりたいと考えています。

次に、耕作放棄地についてでございますが、市内の農業就業人口のうち60歳以上の方が占める割合は60%を超えており、農業者の高齢化と後継者不足により今後耕作放棄地が増加することも考えられますことから、農業委員会とも連携を図りながら、その解消に努めてまいらなければならないものと考えております。その一方では、市内の20代の若手農業者4名が昨年12月にYネットあかびら、YはヤングのYということで、Yネットあかびらが正式に設立されましたが、大変大きな喜びでありまして、今後の赤平市農業の担い手として市内の農業振興はもちろんのこと農地継承にも大きな期待をいたしているところでございます。さらに、平成19年度から地域住民との協働活動によりまして、農用地あるいは農業用水の良好な保全を図る農地・水・環境保全向上対策事業が赤平市では6活動組織により実施されており、農地の荒廃防止に貢献しているところでございます。現在は、農産物の価格低迷や原油高による農業資材の高騰など農業を取り巻く環境は大変厳しいものがございますが、今後も農業者の方の声を聞くとともに、JAなどの関係機関と連携を密にし、赤平市の農業を守ってまいりたいと存じますところでございます。

最後、8番目でございますが、市町村合併問題についてでございます。前者の質問の中でもお話をさせていただいておりますので、簡潔にお答えをさせていただきます。私自身かねてから申し述べさせてい

ただいておりますとおり国や道におきまして地方分権を推進しようとする潮流の中にありまして、市町村合併も選択肢の一つとして議論してまいらなければならないというふうには私自身認識しているところでございます。今後におきましては、ますます国や道の事務権限の移譲が増大していくことが予想されますが、果たして小規模市町村が行政機能を維持していけるかなど不安要素もございますが、しかし財政の効率化だけで判断すべきものではなく、さまざまな視点の中でまちの将来像をしっかりと見きわめることが大切であると思っております。22年3月の合併新法の期限が迫り、空知管内におきましてもそれぞれ市町の枠組みの中での動きもございしますが、当赤平市といたしましては、まず道における北海道市町村合併推進構想で示されました芦別市との2市による課題と、その可能性について整理することが先決であると考え、その議論に立つ前提といたしまして、財政健全化の見通しを確実なものとする必要があると考えております。市町村合併問題につきましては、合併新法の期限にこだわらず、今後も財政再建と並行した課題として引き続き協議してまいらなければならないと思います。ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田恒彰君） 若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 丁寧なご答弁ありがとうございました。午前中の同僚議員の質問に対しましてのご答弁も十分に聞いておりますので、そういう面では理解しておりますので、再質問はございませんが、一言申し上げたいと思っております。このたびの財政健全化計画は、行財政改革審査特別委員会でも指摘がありましたようにアリの一穴があってはならない万全な計画でなければなりません。特に市立病院の再建計画には100%の実効性が求められます。そうでないときは、すべての苦勞やすべての努力、犠牲が水泡と帰してしまいます。参与席の皆さんには、この1年間大変なご苦勞が待ち構えているわけでありまして、市長を中心として一丸となっ

てこの危機を乗り切っていただきたいと願っているところでございます。私たち議員もこれから予算審査に入りますが、万全なる新年度予算の遂行をお願いいたしまして、質問を終わりたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） お知らせいたします。

あす13日、議会の開会時間は午後1時といたします。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時09分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)